

月刊刑政

三月號



昭和十八年三月三日印刷
 昭和十八年三月一日發行

刑政日誌 (二六二六)

一月十五日 △刑務官普通練習所入所試験舉行

一月十六日 △刑務官高級練習所開所式舉行 (於刑務協會講堂)

一月二十三日 △講演會開催 (於刑務協會講堂)

二月十六日 △刑務官高級練習所閉所式舉行 (於刑務協會講堂)

二月十七日 △統制管區刑務所長會同開催 (於刑務協會會長室)

自昭和十八年一月十日 至 一月二十五日 重要日誌

一月十日 英軍テヘラン占領
一月十一日 電力消費規正強化通牒
一月十二日 第一回情報協議會開催
一月十三日 國民政府、中央行政機構改革
一月十四日 全國內政部長會議開かる
一月十五日 帝國政府、ビルマの空襲
一月十六日 間接税の劃期的増税諸案
一月十七日 支那事變第四十四回、大東亞戰爭第三回行賞發表
一月十八日 海軍關係支那事變行賞
一月十九日 佛印華僑の送金許可
一月二十日 日獨、日伊經濟協力協定
一月二十一日 行政官廳職權委讓令公布
一月二十二日 國民運動行事整理要領發表
一月二十三日 北ボルネオの地名改稱
一月二十四日 佛印よりの本國向送金許可
一月二十五日 翼賛運動宣傳本部設置

月刊刑政

張 主

今日の構外作業「報國奉公」隊に關して、前號において、行刑實踐のモデルニクスの轉回といふことを主張したのであつたが、まるで正反對の意味において、同じ轉回がここにいま一つ爲されてあることを忘れてはならない。それは何か。

教育刑論の歸結は、不定期刑であり、監獄を以て謂はば、一種の學校であり病院であるとする。周知の通りである。ところで、わが行刑にあつては、今日、その少年行刑の組織がすでに全く「學校」とせられることになつてゐるのである。謂はばといふ副詞が不必要となつてゐるのである。即ち、明けて一昨年十月四日文部大臣は小田原以下八つの少年刑務所(青年鍊成所)を青年學校と認定し、其の旨を告示したのである。少年受刑者に對する共感と同情とが斯く部外からして強く示されたことに付き、其の英斷は永くわれわれの記念すべきものである。

近時若干の構外作業の組織が、その場においては、教育を超えたものであることをはつきりと自覚すべきであると共に、併せて、他方では、少年行刑にあつてその組織がすでに完全に教育そのものであり、文字そのままに一箇の學校となつてゐる劃期的轉回をはつきりと再認識すべきである。學界の諸先生は未だこの現實を知つてゐないし、畑のものはこの現實をさほどに注視しようとはしてゐない。

舊いものは残つてゐる。然し、刑務官の職責が、一つの場にあつては、構外作業における報國行の中に飛躍してゐることを高く誇ると共に、また、他の一つの場にあつては、少年行刑の中に純乎たる教育が溢展してゐることによつていふ矜持を持たねばならぬ。何れとして、時局のたくましい覺悟である。日本行刑の姿はかくてこそ。少年行刑の場における自覺を要する。そして、その機構の一段の充實を期したい。

目次

表紙 (植樹童戯).....初山 滋
主 張.....(一)
司法省と文部省.....常盤 敏 太(二)
上海進出刑務官に就て.....鷺津愛十郎(五)
最多に思ふ.....大津 正 雄(七)
考査雜筆二題(一).....玉生 道 經(九)
隨筆・教育者(上).....添 田 知 道(三)
獨逸は反撃し得るか.....林 秀 一(一)
「監獄費國庫支辨」問題の頃(三).....島 正 雄(二)
清浦伯と行刑(下).....大 石 武(二八)
莊子物語.....聽 八 郎(三)
國書閑話.....祐 天 次 郎(七)
温故知新.....佐 伯 復 堂(九)
東京通信.....(一〇) 時事トビック.....(一七)
俳壇・歌壇.....(三四) 刑務官異動.....(五〇)
書 道.....(五)



司法省と文部省

常盤敏太

司法省は正義の擁護者である。文部省は善の育成者である。正義を法律の本質、善を道徳の精髓とするならば、司法省と文部省で規範的なことは全部とり切つてやつてゐることになる。

國家は正義と公平の權化として存在する。さうして、國家は最高の道徳でもある。そこで各省の中でも司法省と文部省がいかに國家の根基に立ち、根本理念を司つてゐるかがわかる。裁判が、天皇の御名において行はれ、教育が元老や樞密院において問題とせられる所以であらう。

一國の國家としての品格を保つのは、正義の宣揚と道義の充實にある。道義の國たるには、道義の國民がなければならぬ。しかし人間は生れると同時に聖人ではない。孟子の性善説によつても、それは惻隱の心といふ善の萌芽に過ぎない。そこで之を育てねばならぬ。道義國、文化國たるには教育が第一だといふのも

心に従ふべきは當然であつて、遵法は善と正義との兩全である。

四

かくて、司法省と文部省は各省の中でも、最も近い親戚である。さうして、共に、國體の大本に觸れてゐる。そこで、一部の人士によつて司法省と文部省が常に仲よく廢止論を起されることもよく似てゐる。しかし、この廢止論は、世常の廢止と趣を異にしてゐる。といふのは、この廢止論は司法省と文部省が不必要だからといふのではない。逆に、あまりに國家の根本問題に關するから、一省に任せることは出来ぬ、宜しく陛下が少くとも内閣の直屬とすべきであるとすものである。確かに、皇軍の統率と共に一般の行政の上に位置すべき大本の性質を有するものである。

この正義院と道義院が國家の根本的「義」を確立して、國家の各機關が之を遵奉し政治外交を行ふと同時に、全國民はこれによつて示された大本に従つて日常生活をやつて行くのである。

法は帝國議會で議決して、御裁可を仰ぐので、裁判所が直接運用してゐるので、一應、理窟に合つてゐるやうだが、あんな責任のない多數決の翼賛のやり方は如何かと思ふ。法律が、正義上でも道義上でも、國民感情とびつたり來ないのはそのためである。

われわれの國家生活は神代の昔から、國家・氏族・個人・個人の段階で生活してゐる現實に變りはない。個人に正義も道義もない譯であるが、假りに集團社會生

育ける。

善にくらべると正義はずつと大人びて來る。教育されてばかり明らかになるのではなくて、生活の中に織りなされる文化程度に自生することが多い。勿論、教育され得る程度に正義の大部分であることは當然であるが、それは善の教育に任せて置けばよい。ラートブルツフのいふやうに、正義は綜合的・絶對的なものである。その點、眞・善美と比肩し、更に、それ以上のものであるであらうが、裁判所の宣言を俟つ場合や創造せねばならぬ面が相當ある。われわれの生活面に現はれる相對性が正義の絶對性の構造となつてゐるやうにも見受けられる。とまれ、正義は司法省の司る鏡であるが、映寫技師の腕もさえなければならぬ。正義國として嚴然たるためには、鏡に曇りなきことと、司法官の腕のさえが必要である。かくて、文部省が相手において事を成さうとするのに對し、司法省は自己において正義を確立するのである。概して、文部省が未完成人を對象とし、司法省が完成人を相手とするのもこ

活を前提として、國家の正義も道義も各階層に正しく、善きものであるべきである。個人は家庭の前に、家は氏の前に、氏族は國家の前にそれらの各々とは別な正や善を持つことはあり得なかつたのである。近代は、帝國議會などを通じて、個人の爲の正義とか善をさきに確定して勝手なことをするから、自然に反した逆流を生ずるのである。そこで昔なら、全體的な立法・習俗の下で教育し上げられた者が國民であつたら民意に問ふたり、下からの盛り上る力によつたりすること、責任者の群議採擇或は決定が一致したであらうが、今日のやうに勝手放題の野育ちにしておいて、さてお前達が好きなやうにしろといつても、言はれた方で困るのである。知識はあるが正義と道義がないといふのが現状である。

極論すれば、原始社會生活は倫理の生活であつた。それが所謂今日の經濟の領域においてもである。ところが、西歐の自由主義は倫理を無視した技術の生活社會を作り出した。技術の進歩のためには倫理は邪魔とせられたのである。一時わが國民も之に盲従したのである。しかし、好意と義理のない技術は行き詰りである。技術の役目はそれ自身では最高調に達してゐる。そこで、この技術を更に一步進めるためには今迄忘れてゐた民族本來の相、即ち固有の倫理の参加を求めねばならぬ。陸海軍は緊密な集團生活にあつた關係上、技術と共に精神を忘れたかつたので、今日の綜合された成果を擧げてゐる。

福澤翁は明治の初めに「學問のすすめ」をものせられてゐる。その中に、立小便はわれわれの共同生活上の衛生に悪いからしてはいけないので、巡査から叱られ料をとられるからやらないと考へてはならぬと諷刺されてゐる。學問をして、物識りになれば、立小便がなくなると思はれたのであらう。しかし、それから半世紀以上の今日民衆はどうであらう。まだ、巡査が居ないとロータリーを縦横無盡に横切る。列を亂す。左から乗らぬ。注意すると、お前に何の權利があるかと逆振を喰はせる。酷いになると、これはわたくしが日比谷の引込線で経験したことであるが、地上の文字を口ごもりひとりごちながら、偽計を用ひて列の中に入る會社員紳士がある。後のたたりを慮つてか、前後の人はそれを黙認してゐる。わが邦、統制經濟の縮圖ではあるまいか。これら一連の紳士には正義や道義をおそれる心がないのである。秩序を破ることの結果の重大さを知らないのである。

再び、よく考へて見ると、正義と善、法律と道徳はその中間地帯にはんたうの問題があるので、少くとも、その兩分野は他人ではないのである。ラートブルツフが正義を善と共に、或は、比較して考へ、ラウンが法と道徳とは一致するといひ、シユモラーが倫理的最大限度、大エリネットが倫理的最大限度といふ如く、常に、合衡論論が繰返されてゐるのも、もとは親族の間柄だからであらう。

わたくしは、わが邦では法は國家の意思であり國家は最高の道徳であると觀じてゐるので、法と道徳が別ものには思へない。名稱が異なる程度に家族有機體の各部分だと觀るのである。それに日本國家觀では、天皇は國家であらせられる。國家の意思は法である。法は大御心に他ならぬのであるから、最高の道義たる大御

五

福澤翁は明治の初めに「學問のすすめ」をものせられてゐる。その中に、立小便はわれわれの共同生活上の衛生に悪いからしてはいけないので、巡査から叱られ料をとられるからやらないと考へてはならぬと諷刺されてゐる。學問をして、物識りになれば、立小便がなくなると思はれたのであらう。しかし、それから半世紀以上の今日民衆はどうであらう。まだ、巡査が居ないとロータリーを縦横無盡に横切る。列を亂す。左から乗らぬ。注意すると、お前に何の權利があるかと逆振を喰はせる。酷いになると、これはわたくしが日比谷の引込線で経験したことであるが、地上の文字を口ごもりひとりごちながら、偽計を用ひて列の中に入る會社員紳士がある。後のたたりを慮つてか、前後の人はそれを黙認してゐる。わが邦、統制經濟の縮圖ではあるまいか。これら一連の紳士には正義や道義をおそれる心がないのである。秩序を破ることの結果の重大さを知らないのである。

司直も教育も、知識から正義に、さうして道義へと移らねばならぬ。それが完成されない中に、民意に問ふことは無駄である。官僚のふん別臭い言葉としての「人心に不安を興へてはならぬ」との無爲遁辭はまかりならぬ。そんな人心は正義にも道義にも合はぬ人心であるから不安を興へた方がよい。敵に不安を興へず四つに組んで技術と物質力で行かうなどは、宋襄の仁以外何ものでもない。逆に、その位に居て責任をと

らぬ官心を反省すべきであらう。これといふのも、國家の根基に立つ人々の群議が示されてないからである。少くとも、われわれは、國家の根本的道義が具體的生活について宣揚せられ推進せられず、國家司直の斷々乎たるところなきに不安を経験するのである。

今日はまだよい。自由主義的利己勘定の一方のバランスを米英がかついで呉れてゐるからである。敗けたらオーストラリアの原住民やポリネシア人のやうに牛馬の代用とせられ、生命ある射的として殺されて仕舞ふから、それよりも少し營澤を割愛した方がよいといふ損得算用をするからである。しかし、全部がそんな出し惜みをやつてゐたら敗けるにきまつてゐる。そこで、わが邦獨特の親族法におけるが如く、お互に困つたり、食へなくなつたら助け合ふ好意を全國民的にする如く、各人は、出し惜しんだり、秩序を破つたり、闇をやつたりする非國民的不正義を許さない權利を有し義務を負はされなければならぬ。

六

かく觀じ、かく思ふと今の司法省や文部省は困つた存在である。内閣の上にあつて、教育勅語の本旨に則り、憲法の大本に基き、文武百官に一億國民を教育し是正せしめることは出来ない。司法省は僅かに、個人主義的な利己的な弱點を擬して裁判所・検事局・刑務所の上に立ち、それらの一部局の爲す如き事務を操つてゐるのである。文部省またしかり、教學の實際に疏き

者が教育の根本義を決定する能力もなく、各省の軍政・行政に右顧左眄し、困惑周章の末一時を糊塗し、さりとして教育家に向つては鬼面聲を大にするの他施す術もなき有様である。

之に反し、陸海軍は皇軍独自の秩序・教育の大方針に基いて鍊成をなし規律を保つてゐる。それは部隊長・班長・伍長は勿論最後の一兵に至るまでその根本精神をお互に實行し違背なからしめてゐるからである。上の命令は徹底的の下に直通せしめられる。凡そ、正義や道義が下の判斷に放任せられ、その實行を自由にせしめられるが如きは規範の本質に反する。しかし、末端の行動のみが事實として存在し、その指導理念が國家の正義及び道義で明瞭にせられてゐないならば、國民は各個人にかへつて行動するの他ないのである。研究のため・學問のため論議し又は成敗の跡を訊すはよし、しかし、それは、現在の命令、指導方針を實行することとは、全然、切り離されなければならぬ。

刑務所で現在の規律や所長の命令の執行せらるるや嚴然たるものがなければならぬ。その際、各刑務官の理解とか同情とか或は温情は、少しでも秩序を紊すものであつてはならぬ。しかしながら、上は秩序を生かす刑務官の人間味を活躍せしむる好意と賢明さを用意せねばならぬ。それは皇國全體の正義であらう。道義である。よし、刑務所が區別せられた世界であらうとも

「壺中の倫理」たる本質を失つてはならぬ。正木局長が教育行刑を更に推し進められて、倫理行刑といはれてゐるのも正に前述の理を明らかにせられたものである。

昔、行刑は内務省が行つた應報行刑につきたと思ふ。その當時の道義に基いた倫理行刑でもあつたであらう。司法省が管轄したのは個人的な應報よりも、合義に基いた倫理行刑であつたのである。しかし、正義を明らかにしてみたいところで、一般人に對してはそれは裁判でその役目を終つてゐる。受刑者には、その理は兎も角として、實踐までは分らぬ者が多い。そこで教育が問題とせられたのである。その本質は成人教育と異ならない。被教育者が犯罪人であるか否かの差異だけである。その中間に科學の名を以つて技術が重んぜられたことは確である。しかし、その技術も渾地に達してゐる。この技術が更に一段と高揚されるがために正義と道義が顧られなければならぬこととなつたのである。かやうな意味において倫理行刑が要望されることとなつた。ここでは個人的なものが稱試されるのである。されば應報といふ言葉は詭辯として、いかなる場合でも排斥せられねばならぬ。

かくて、實質的には一司法省、一行刑局でない最高正義院・道義院が正義と道義とを、好意と賢明とによつて明らかにし、それに基づいて行刑官と受刑者とを、直接に結びつけしめねばならぬ。



上海進出刑務官に就て

鷺津 愛 十 郎

この度、新進有爲の我等の僚友十人が、或は領事に、或は副領事に、或は外務書記生に轉官の上、上海の刑務所に於て大東亞建設の一翼を擔任せられることになつたのは、行刑史上特筆大書すべき快事であつて、誠に慶賀に堪えない所である。私は一同の建國を期待希望すると共に、衷心より其の前途を祝福して已まない、次に轉官した僚友の身分に付若干述べて見たい。

右の元刑務官吏は、大日本帝國政府(以下日本政府と謂ふ)の官吏として上海に在勤するのではなく、上海着任後、日本政府の許可を受け、中華民國國民政府(以下中國政府と謂ふ)に聘用せられて上海に勤務するのであるから、外國政府聘用官吏又は單に聘用官吏と稱せられる。従つて外國政府聘用官吏は、一面に於ては日本政府の官吏(註一)であるから、必要あるときは

日本政府在職官吏に關する規定が適用せられ、他面に於ては中國政府の官吏であるから、結局二個の官吏たる身分を併有してゐる。されど二個の官吏たる身分を兼有してゐるのではない。然らば日本政府官吏としての身分如何といふに、在職の現役軍人又は判事檢察の如き終身官は定員外官吏となり、終身官に非ざる一般の官吏は臨時増置官吏(特設官吏)となるのである。註二)日本政府の承認を受けて、滿洲國又は蒙古聯合自治政府の日系官吏となつた者も、招聘官吏又は聘用官吏と謂はれてゐるが、こゝに聘用官吏とは全く其の性格が違ふことに付ては後に述べる。

○條のやうに、天皇を意味する場合もあるから、日本政府の官吏といふことは、天皇陛下の官吏と同じ意味に解すべきである。

註二 聘用セラレタル官吏及官吏待遇者ニ關スル件(大正九年勅令第三六七號)

第一條 在職ノ官吏又ハ官吏待遇者許可ヲ受ケ外國政府に聘用セラレタルトキハ其ノ聘用中ニ限り臨時其ノ官職ヲ増置セラレタルモノトス。

前項ノ官吏及官吏待遇者ニ對シ必要アルトキハ特ニ在職者ニ關スル規定ヲ適用スルコトヲ得。

第二條 在職ノ現役軍人又ハ判事檢察若バ之ニ準ズベキ者許可ヲ受ケ外國政府ニ聘用セラレタルトキハ聘用中及聘用ノ終リタル後職員ナキ間之ヲ定員外トシ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス。

時勤手当等は支給されない。換言すれば、日本政府からの金銭的給與は何物もないから、中國政府の定むる所に依り、中國政府から俸給其の他の給與を受けるのである。(前掲勅令第三六七號第三條)ここに俸給が停止されるといふことは、何級俸下賜とか、何級俸給與とかの辭令は發せられるけれども、現實に金銭は支給されぬとの意である。従つて外國政府聘用中と雖も辭令面だけの昇給といふことがあり得るのである。然し日本政府の應許許可があつたからとて、直ちに俸給其の他の給與が停止又は廢止されるのではない。中國政府の聘用當日まで日本政府から支給される。従つて聘用せられるまでは日本政府の官吏として、日本政府の爲に執務せねばならぬ。

次に外國政府聘用官吏が、聘用契約期間の満了になつた場合に於ける身分如何といふに、終身官たるものは定員外官吏になつてゐるから、廢官にはならないけれども、終身官に非ざるもの、即ちこの度の轉官刑務官の如きは臨時増置官吏になつてゐる關係上廢官となるのである。然し實際上廢官になつて浪人生活を餘儀なくされるやうな場合は、年長者はいざ知らず、恐らく起らないであらう。當が一にも廢官浪人になつた場合には、聘用中に於ける辭令

面だけの昇給が恩給計算上役立つのである。聘用契約期間の満了に依つて廢官になつても、其の即日又は翌日、他の官職に任ぜられ、而も前後の官職間に轉任の許さるべき場合には、恩給法上勤続と看做される(註一)聘用期間は恩給法上の在職年に通算されるけれども、其の全部が通算されるのではない。外國政府聘用官吏は現實には日本政府の爲に執務しないのであるから、恩給法第四十條の二の規定に依り半減通算されるのである。然したとへ一日でも、日本政府の爲に現實に執務するを要する日があつた月は、半減されることなく全一月が通算される。(註二)なほ外國政府聘用官吏は日本政府の許可を受けて外國政府に招聘任用せられ、當該外國に勤務するのであつて、日本政府の外國勤務命令に依つて外國に在勤するのではないから、外國實勤續在職年が十七年を越へたとしても、十七年を超えた部分に付て恩給が加算されるのではなく、(恩給法第六〇條第三項)聘用中に於ける公務傷病に對し増加恩給の給せられざるは勿論である。

註一 恩給法施行令

第三五條 廢官、廢職、廢廳、廢校若ハ官職名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在リタル者又ハ定員ノ減少ニ因リ退職シタル者即日又ハ翌

日他ノ官職ニ任セラレタルトキハ恩給法ノ適用ニ付テハ之ヲ勤続ト看做ス。

註二 恩給法

第四〇條ノ二 休職、待命、飯休停職其ノ他現實ニ職務ヲ執ルヲ要セサル在職期間ニシテ一月以上ニ亘ルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減ナ

恩給法施行令

第一九條ノ二 恩給法第四〇條ノ二ニ規定スル期間一月以上ニ亘ルトハ其ノ期間カ在職年ノ計算ニ於テ一月以上ニ計算セラル、總テノ場合ヲ謂フ但シ現實ニ職務ヲ執ルヲ要スル日ノアリタル月ハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減セス。

前述の通り外國政府聘用官吏ノ聘用期間は原則として其の二分の一が恩給法上の在職年に通算されるが、恩給法以外の關係に於ては、別段の規定なき限り、聘用期間の全部が通算せられ日本政府官吏として勤続せるものとされる。只今のところ、聘用期間は文武官級位進階内則の在職年數、敍勲内則の勤務年數には通算せられない取扱であるとのことであるが、これは不日通算の出来るやう改正されるやに聴き及んでゐる。

聘用契約期間の満了に依つて廢官となつた者が、即日又は翌日他の官職に任ぜられ、而も前後の官職間に轉任の許さるべき場合には、恩給法上勤続と看做されること前述の通りであるが、恩給法以外の關係に於ては、即日他官に任ぜられ、而も前後の官職間に轉任の許さるべき場合に限り勤続と看做され、(註)兩者の間に差別があるけれども、實際上問題の起るやうなことはないであらう。

註 官吏の勤続ニ關スル件(明治二六年勅令第一九八號)
廢官廢廳若ハ官名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ依ル者即日他官ニ任セラレタルトキハ勤続者トス。

之を要するに、外國政府聘用官吏は南方軍政要員として司政官又は軍屬に轉官した者並に滿洲國及蒙古聯合自治政府の日系官吏とは大いに趣を異にする。司政官及軍屬は單に日本政府の官吏たるに止まり、其の身分に於ては日本領土内に勤務する官吏と何等異なることがない。滿洲國及蒙古聯合自治政府の日系官吏は、既に日本政府の官吏ではなく、單に滿洲國又は蒙古聯合自治政府の官吏たるに止まるが、滿洲國又は蒙古聯合自治政府の官吏となる爲、日本政府の承認を受けて退官した高等文官たりし者が、二年以上日系官吏を勤め、再び日本政府の高等文官

に任用せらるゝ場合には、滿洲國又は蒙古聯合自治政府に於ける在職年數を前官等の在職年數に通算し、且退官當時に於ける官等を基礎とし、通算して得た年數二年に對し官等を一等進めることが出来る。即ち超躍的昇等が認められてゐる。(昭和一五年勅令第八八一號註)判任文官に付ては文武判任官等級令があるから、別段の規定を設ける必要がない、中國政府の聘用官吏となつた者は、日本政府の官吏でもあり、中國政府の官吏でもあるから、なにかにつけ便利であるやうに思はれる。

註 昭和一五年勅令第八八一號は

「政府ノ承認ヲ受ケ外國政府又ハ之ニ準スルモノノ官吏其ノ他ノ職員ト爲ル爲退官又ハ退職シタル高等文官ノ再任又は再就職ノ場合ノ官等ニ關スル件」といふ極めて長たらしい名稱である。

終に本稿の聘用官吏なる用語には、待遇官吏が含まれてゐる。而して待遇官吏と官吏待遇者との間には、講學上區別があるけれども、前掲勅令第三六七號に存する官吏待遇者なる用語は、待遇官吏と同意義に用ゐられてゐる。兩者の關係の詳細に付ては、「自治研究、昭和一七年二月號」を参照されたい。



嚴冬に思ふ

大津正雄

南太平洋のかたに今日も凄絶の民族の激闘は續けられてゐる。北アリユーシヤンの氷雪を染めて今日も我が同胞の血は流されてゐる。國そのものがかゝる生死の關頭に立つ時にあつて我我我後にあるもの生活がよもや今迄のとほりであつていい筈はない。一死敵を怖れざる將士が食うものも食はずに精魂を傾けて砲煙の下に戦つてゐる時、收容者が刑務所の中で安閑と六合もの主食を攝つてゐるそれでいいのかと云ふ疑問は行刑の部面に於て當然おこるべき又反省さるべき事柄でなければならぬ。それは敢て收容者ばかりでなしに凡そ銃後にあつて乏しきとは云へ、住むに家あり着るに衣あり、食うに物ある我々全部が常に心の奥底から考へずにはゐられない深刻な問題でもあるのである。

もとより刑務所の生活はありあまる物によつて營まれてゐるものでけなしい。寧ろ反對に健康を保持すべき最低限度のものとなつて差支ない。收容者生活に對して戦争そのものの直接の影

響は未だ著るしいとは云へないにしても間接的には幾多緊要なる國家的労働への挺身ひいては何につけ不足の衣食住物資の已むを得ざる制肘を通じて、しん／＼として響いてゐる事は争へない事實である。醫療の點から云つても彼等の健康を見守り疾病を豫防し治療すべき保健技師其他の醫務職員は益々手不足の状態である。藥品等の衛生材料も滋養品も益々入手困難となつてくる。限られた費額で栄養物を給する事も至難な事であり場合によつては石鹼も齒磨粉も仲々手に入り難い状況である。收容者の死亡率も一途上昇の傾向を示し、殊に結核に因る死亡は收容前に於ける罹病者の増加現象も勿論あるにはあるけれども残念ながら激増してゐる状態である。

この様な現實の收容者の生活程度なり様式が果して改正の餘地があるか、或は是以上の切り下げが可能であらうかと云ふ事を我々は痛切に考へて行かねばならない。そして若し改正の餘地があるものならば研究探討の後斷すと

して改め、切り下げが不可能なるものにあつては、飽くまで是を守つてやるべきであらう。如何なる程度に於て如何なる實踐によつて彼等の生活様式を戦争の現段階に應じて正すべきか。この問題について正木行刑局長は本誌一月號に於て「かような忍耐は中央當局の斷に待つ前に收容者たちから盛りあがる要請として認められる必要がある」と説かれ且つ收容者をして自發的にかく進ましむる爲には何よりも先づ總ての刑務官が率先躬行自ら範を垂れる要のある所以を指示されたのである。自らの爲し得ざる事を他に強ひる勿れとは昔よりの言葉であつた。この意味の反省を持たない行刑は結局言葉ばかりの實のない行刑である。職員も收容者も相共に進みうる行刑はこの共に生き共に行う氣持を離れてはあり得ないと思はれる。勿論凡ゆる點について收容者の生活を我々の生活にまで高める事も又、我々の生活を收容者の生活に引下げると云ふ事も現實に於ては至難な事であらうが、せめて此の精神なくして眞の愛と信頼の行刑は生れ出でない事を思ふべきであらう。

種々の條件に妨げられて今日程、收容者の健康を保持し彼等の罹病を防ぎ彼等の病を癒す事の難かしい時は無いと云つてもいいかもしれない。けれど一方に於て今日程、收容者の労働力即健全なる肉體と精神の貴重且必要な

る時もないのである。收容者一人一人の勞働力が即ち米英を倒す戦力そのものとなりうるのである。つまり我々は此の最も困難なる條件にありながら最も有効に收容者の保健を計らねばならない責務に面してゐるのである。この一見不能にも似た命題を如何にして解決してゆくか。そこにこれにたゞさはる人々の工夫と努力があると云はれねばなるまい。

健兵健民の國策の眞髓は戦力を阻害する一人の病人も死亡もあらしむるなと云ふ點にある。一人の病人が出るのも一人の死亡者があるのもそれだけ貴重な日本人が減る事であり國力が減ずる事を意味する。あらゆる者をして何等かの意味で戦力増強に寄與せしむる所にこそ正しい政治があり明るい心があるのであらう。従つて我々はこの人も物も乏しい中にあつて、收容者の病人を一人でも少くし死亡者を一人でも減らし彼等の働力をより大にする方法を考えなければならぬ。一日も速く癒して國家的建設労働に再歸せしめるのが任務となつてくる。之を單に不可能事として手を拱く事は許されないのである。我々にとつては「之は難かしくて出来ない」と云ふ事の問題ではなくして、「出来ても出来なくてもや」といふ問題なのである。明日の生活を、明日の生命をも期し

難いこの激動の世にあつて危急と苦難に向へば向ふ程、心いよ／＼靜に意氣いよ／＼昂るのは我等日本民族の特性であつた。我々の日々の實踐をしてこの高貴なる精神によつて貫かしめよ。それがとりもなほさず收容者をして怠惰より勤勉へ汚辱より清明へ飛躍せしむる根柢である。

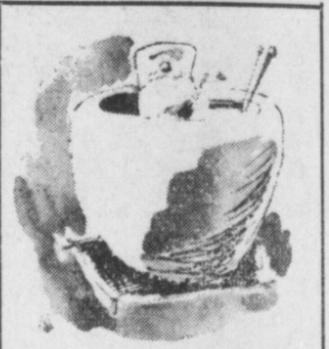
昨秋私はたま／＼ある構外作業場に約一ヶ月起居を共にし心に深く打たるものがあつた事を想起せずにはゐられない。囚列はまことに軍列にも似て悲壯であり勇壯である。朝焼の野を、霧こむる曉の闇を、あるときは冷い薄雨ふる中を收容者は隊旗をかざし軍歌も高らかに肅々と行く。そして兵士と同様にどんな勞苦にも甘んじて自らを顧みずして働く。其の黙々たる姿こそ無言の鞭となつて我々の心を打たずにはゐない。世に自らの師表にも比すべき鞭は至る所に見られよう。然し烈日のもと寒風の中孜々としてうまざる收容者の勤勞にもまして我々の心を打つ鞭はありえない。行刑にたずさはる人をしてたえず勇氣づけ愛と信頼の情を綿々として持続せしめたのも唯この收容者の働く姿であつた事が考へられる。收容者でさへかく働くと言ふ事は單なるおどろきに止まらずして更に深い人間本來の心性に對する確信とも云うべきものに迄思ひをはこばせるのである。

然しそれと同時に收容者をして眞に軍隊に於けるか如く萬難を越へて感奮奉公せしむる爲には丁度あの壯大なる軍列の背後には強力に整備された衛生機關があると同時に、收容者の背後にも其の健康を支へ疾病を豫防し之を克服し安んじて彼等が力一つばい働きる様な行刑衛生の充實が必要である事が痛切に感ぜられるのである。全國にわたつて幾千幾萬の收容者が非常時にふさはしい勞働に従つてゐる。その彼等の不屈の精神と身體を與へてやりた。之が凡ての行刑人の願ひであり望みであらうと思ふのである。その時こそ行刑か眞の使命を全うしたと云へる時なのである。働くだけ働かして、しかもその健康を顧みないと云ふ様な行刑は日本にはあり得ないであらう。その様な功利的な便宜主義の上には到底日本行刑の道義は成立し得ないからである。

疾病を治さずばやまぬ熱意なくしてその存在もないのである。それが故に收容者の苦痛をおのが苦痛とし、冬夜炭なき寒さをおのか寒さとし日夜彼等と共にある多くの人々の眞摯なる存在は如何に聲を大にして賞讃しても、しすぎるると云ふ事はないのである。勿論色々の不便不満不遇はあげられるであらう。然し今は自分自らの事を思ふ時ではないと考へられる。たとへ自らは倒れても日本の道義が立つならば以て誤すべきの機である。日本は必ず勝つ。この勝利への確信は同時に我々がもつ眞理への確信でもあるのである。結論を云うならば我々の生活様式が又收容者の生活様式が全く從來其の礎の通りであつてはこの米英相手のはげしい競争には捷るとは思へない。捷つ爲には我々の心構へとしては自らの小き功名を捨て利得を否定し場合によつては生命をさへ奉還するの概を以て各自本來の姿に歸へるにあずかばならぬ。極端に行詰つてゐるかの感がある收容者の生活形式ですらも戦局の推移によつては尙一層の規正の試練を経る事が考えられる。その場合どうして職員と收容者が一體となり懸命に心をあはせて我が日本民族の果敢なる突撃の精神を行刑の内にかかして行かねばならない。そして又之等は決して悲しむべき事ではなく、寧ろそこまで行く事により行刑が始めて本來の姿を取

戻しうる意味で反つて喜ぶべき事ではないかと思はれるのである。從來のともすれば形式に流れやすかつたおどろりの行刑ではなくあらゆるものが渾然と融合した全く新しく生れ代つた行刑が必然的に是から始まるのだと私は考へたいのである。そして又この道の外に我々が奉公する道はない事を思ふのである。

英人ジョン・ハワードがその個人的活動を通じて全世界の行刑改良の尖端を切り且は病院改良の先驅者として行刑史上又醫學史上不朽の名を残したのにはまぎれもなく丁度七年戦争直後英國が佛蘭西を壓倒して加奈陀を奪ひ印度をとり世界の海上權を見事に把握した隆々たる國運に乗じたものと見られる。そして又英國が世界にさきがけて公衆衛生法を樹立し率先して衛生運動を開展し行刑に付ても世界はじめての衛生官制度を確立したのも悠々たる世界制覇の餘裕を誇示したものと見られる。けれども今やようやくして没落にひんする英國米國にかはつて東亞の盟主たるべき日本の躍進の機運に際會して我々も亦彼等に劣らざる其以上に立派な名實共に世界に誇るべき行刑を身を以て建設しあはせて行刑衛生の展開を待望するの決心して私一個の大それた夢ではないと信ずるのである。相共に相携へてこの一筋の道の爲に戦ひ抜こうではないか。



考查雜筆二題 (上)

玉生道經

情熱と教知

さる大學の教員室の一隅で、枯淡な鶴のやうに瘦せた老齡の教師と、寒山か拾得かといつた風格の教師とが、双方ともやゝ上氣の面持で、一時間あまり「武家の教育と現代の青年鍊成」とでもいふやうなトピックについて、熱心に議論しあつてゐた。

午後の講義のベルが鳴りわたつた。學生達がどや／＼と教室にはいる音が、廊下づつたひに聞えてきた。暫くの沈黙ののち、その老鶴先生が感慨に耐へぬやうにいつた。「私は随分久しいこと、かれこれ四十年近くも、教師生活をしてきました。が、人を教育することが如何に至難の業であるか、今更のやうに痛感しますね。」

「兎に角、教育のこつは誇を有たせるといふことになるでせうが、これがまた、實際には簡単なやうで、難かしい

ことですな」と相手の寒山先生が結んだ。そして、火の消えてしまつた炭を捨て、立ちあがつた。今朝の新聞を時折がさ／＼させながら、古參教師の會話を机ごしに聞くともなく聞いてゐた彼は、その話のすゝむにつれて、次第にある感動に心が疼いてきた。そして、この話の結末を聞いて、考へといふまでには纏まらないが、一つのはつきりした氣持が頭を擡げてきた。

彼は驅りたてられてゐるやうに、急に落着がなくなり、新聞を幾重にも疊みこんだり、頤髯をばり／＼と擦つたり、禿げ上つた額をやたらに撫でまはしたりしはじめた。

ふだんには、肉親ほどにも濃い愛着の氣持で眺めてゐた同じ教室の人々が、急に教室人種として、あるひは高壇派として、堅牢無比の集團を結成して、壓倒的に彼獨りに迫るやうな氣持

にさへなつて来た。出講の出足のはやい老鶴先生と寒山先生は、すでに教員室を出て行かれた。彼の目の前に残された二人の崇敬すべき教師の空席には、なほ權威と超越の影が漂つてゐるかのやうにさへみへた。彼の心はこの權威と超越と傳統に對して、挑みかゝるやうな構へに移つていつた。窓を通じて庭の櫻並木に眼が向けられたときに、舊い記憶から田園詩人ホイットマンの姿が浮びだした。野性的であるが、葉直で美しい言葉を、無盡蔵に綴りだすことの出来るこの男が、社會教育の隨想に書き遺して呉れた。

「生れながらたちも能く、また境遇にも恵まれてゐる申し分のない身分の大學生を教育するのに、豪華な宮殿を設け、こゝに最高權威者を網羅する。しかも、教育者の最高の榮冠は、この宮殿の奥深く閉ちこめられてゐる。……」

「……神の惜みなき愛の對象である草深い小學校の子供達と、この子供達の成長のために、使徒的な忍舌を續けて、なほ止むことのない動直な先生達にこそ、美しくい宮殿と久遠の榮冠を贈るがよい。」

折角のホイットマンのどの言葉を借りても、彼の心は盡し得るものではなかつた。

櫻並木の葉蔭からこの農夫妻の詩人が消え去つたときに、先人の言葉にのみ心の寄りどころを求めやうとするなまぬるさを捨てざるを得なかつた。

世の感情に満ち足り誇に胸を脹らした大學生が、あるときは一人の碩學を獨り占めして勉學修業にいそむ姿のかたはらに、その罪科の故に世の誹りと憎みをうけ、誇りどころか希望をも、希望どころか自己さへも、全く喪失しやうとしてゐる、どこか心のはたらしの違つてしまつた青年達の宿命的な姿があるといふありのままの現實にたいして、權威は如何に應ずるつもりなのであらうかと彼は考へた。彼らが高壇より降りて、この事實を正視し、その悲運な青年達に教育の手をさしよるためには、如何に大なる勇猛心が必要であらうかと想つてみた。

彼らの眼にはやゝもすれば、たゞ畏怖の世界としてのみ映じはしないだらうか。理想も權威も、横溢せる濁り江に溺れしめる地獄的幻想を憶はしめはしまいか。

選れた學生達は健全な環境にあるかぎり、たとへて放置してをいても、かれらは接觸するすべてのものを師とし範として、みづからの修業の資とするこ

の切實り式の集團教授であらうとも、またラヂオ教授であらうとも、それがかれらの心を目指して働きかけるやうなものであれば、かれらは合目的な取捨選擇の力と消化吸収の力とをそんぶんに發揮することであらう。

せましく不潔な下水道の闇をたどりあるいて、若いみそらですでに氣力も薄れ、意志力も減磨したやうな人々のうちには、瘦衰へて氣難かしい慢性の胃腸病患者のやうになつてしまつてゐるものが稀ではない。

日々これら低格者の介添となり、社會人として一日も早く復讐せしめんと、その教育に専念するひとびとの生活にこそ、まことの忍終不悔の姿があるはずである。

その姿そのものこそ美であり、教育家の最高の榮冠なのではないのか。

かれはかつて、かれの目に觸れた刑務所の一つの情景を想ひおこした。

某といふ人のよい素朴な看守が、かさね／＼又も反則を犯した〇〇小僧と云ふ名うての受刑者を難詰してゐた。

「このまへにもあれほど心配をかけた、庇つて貰つたりしたことを忘れたのか。ついこのあいだ、お前が課長先生のまへで誓つた言葉はあれは虚だつたのか。」

「どうしたのだ。何が氣に入らない

で、そんなことをするのだ。言ひぶんがあるなら、はつきりいつてみる。それともお前は、この俺が責任者であるのをねらつて、つらあてでもするつもりだつたのか。」

「なぜ黙つてゐるのか。ふだんから、あんなにお前にだけ心を碎いて心配してゐるのに、お前はなんとも感じないのか。」

こゝまで、ひとりで喋りつゞけさせられたその擔當は、興奮のためよそめにも明かに震へだしてきた。

冷然としたやゝ鈍い全身表情と薄黒い不快調のおもむちには、變質をおもはず不氣味さがあつた。その不良な男には擔當の百萬言もなんの影響をもなかつた。かれはその看守を、足に纏りついて吠える犬を見るやうな態度で、のろ／＼と眺めてゐた。

「お前はいつたい狂人か、馬鹿か、人でなしか。これほどまでに……」

擔當は感情が胸につまつて、言葉をつゞけることができなかった。たゞ口もとがひく／＼と痙攣するのみであつた。そして、ひたすらに自らを責めるかのやうにみうけられた。

このひとのよいひたむきな看守は、いつたいこの生活に身を捧げて、何年ぐらゐ経つのであらう。身ごなしからみても十年以内ではあるまい。このや

と法則を知らせる。そして我々に利器を與へる。

主客對立の相對界を脱した明識は、普通無礙な神佛の姿を知らしめる。そして神佛が人がひとを裁き、人がひとを教育するといふ不可能事を、可能ならしめる神通力を與へ給ふのではないか。

彼は明かであるが、把へどころのない一つの氣持であるに過ぎなかつた權威にたいする反撥が、しだいに纏つた明瞭な思想のかたちをとつてきたことに、喜びと安心とを覚えてきた。

南側の窓からな／＼めに射しこむ和やかな陽光を目を細めて眺めた。そして、なめらかに新鮮な想念の湧くことが嬉しかつた。

かれは、誇りどころか自己までも喪失してしまつてゐる青年受刑者たちの教育は、詩人のやうな血潮をもち、科學者のやうな利器をもち、しかも神佛を知る觀智の人の手によつてのみ成し遂げられるものであると云ふ感慨を深めた。

刑務所といふところは、最も神の照覽にかなつた教育の最高殿堂を移すべく適當な敷地であり、そこには情熱と觀智、愛と聰明のみが見出さるべきであり、かりにも貧賤痴の妄念をもつて詩すべからざるところであると彼は思

うなことに算へきれぬ經驗をもつたであらう。

平素の收容者の指導ぶりにも、そのまじりけのない熱心さは定評あるものときいてゐるが、純朴なそして常に新しい教育者の感動は、むしろ羨しいとさへ感じられた。

彼は机ごしの超越と權威のあき椅子を眺めながら、なほ心のうちに移りゆく映像を追つてゐた。

都會的な早熟と神經質まるだしの表情をもつた某といふ收容者が、指定處遇の効果調査のため、考査室に呼び込まれたときに云つた。

「私は實際のところ、擔當先生に信用がありません。無くては仕様がありません。當然のことだとももつてゐます。工場へ出して貰つて以來今まで、隨分御迷惑をかけましたし、今でも相變らず手数をかけてゐるのですから。自暴棄といふわけではないのですが、自分で自分がどうにもならないのであります。然しよそれから観て戴くだけでは、お解りではないでせうが、去年より今年のほうが、少しでも悪くなつてゐるのです。今年にはいつてからは、身體は比較出來ぬぐらゐる良くなりしました。寝れないことは一晩もまだありません。二度癪に觸ることはありましたが、二度とも口喧嘩だけで我慢す

つた。

廊下續きのドアが開いて、一束の猫柳を抱いた小使婆さんがはいつてきた。猫柳が日だまりの反射をうけて、銀色に和かに光つてゐる。婆さんは隅臺の上の花瓶から赤い實のこぼれ落ちてしまつた南天を抜きとつて、無造作に猫柳を投げ入れにして出て行つた。これちがひに學生が顔を出して、き

ることができました。……ときどき嬉しいと思ひます。はたでもそう見て呉れたらと思ひます。」

可憐な努力ではないか。この宿命の兒は心のうちに培つたまだ誰も知らない小さな芽を大切にしているのだ。

教育するものゝ情熱と、教育されるものゝ眞剣な更生の心が合して、なほ實を結ばないとすればこれ以上の悲劇があらうか。

次から次へと絶えずいろ／＼な情景が深まりひろがつて来て、かれの脳細胞はまだ／＼安靜をうるにいたらなかつた。貧乏ゆるぎがリズムを作つて、足から胴へと傳つていつた。

正統派の教育學者がおのれの眼をどちて回避するか、またはやゝもすれば諦めて不可能とするかもわからない低格者教育の難事業を突破するには、まづ第一に何ものをも溶解しつくす沸たつ情熱が絶対に不可缺條件であるとおもつた。

然しながら情熱には何ものをも怖れない大膽さと、すべてを淨化する純粹さがあるが、そのかはり盲目、狭量、自惚などとも隣りあつてゐる。教養に乏しい情熱はかぎりなき自惚となり、おのれのみ輝しい榮譽の殿堂におさまり、憐れな小羊だちが放任され、寒さに震へてゐることに氣付かない。

よろ／＼と部屋中を見まはした。そしてかれと視線が合つた。

「あつ、先生お休みではなかつたのですか。みな揃つて待つてゐます。授業はあるでせう？」とかれを促した。

「やあ、これはどうも、少しぼつとしてゐました。すぐ行きます。」とあたふたとノートと白墨をとりあげた。

ある時は彼らと寢食を共にして、日々の業を積でゐるに拘らず、立場の相異から互に心の奥底には越えられない溝のあることを忘れる。またある時は、消化不良の兒にみづからの食糧を減じてまでも、多食を強いてゐることがありはしまいか。

情熱は一瞬にして收容者と戒護者とのあひだの障壁を飛び越えさせるであらう。しかし彼らは教師に綺麗な妄想や自己陶醉といふ御土産を贈つて、一刻も早く送り出し彼らの祕密の世界を窺はせまいと工夫するであらう。そこに近づくと思つて又相離れる平行螺旋の軌跡のやうに、永遠に交はり合ふことの出來ぬ運命がある。こゝに他に見られない低格者教育の至難さがある

これを運命として諦め得るであらうか。なんらかの手段はないであらうか。

プラトニック・ラブの眞實を信ずるものは好ましい。しかし人の師たるの資格には遠い。情熱の人であるとともに同時に理智の人であり、さらに出て觀智の人でなければならぬ。

ひたむきに没入的な主體的把握は、紅狗養や合歡木の花のやうに美しい詩を生む。しかし悲劇をも生む。純粹に客觀的な把握は現象界の秩序汚

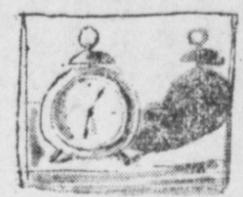
軍艦大和

……もつと長い勤めをしてゐるものに軍艦大和がある。明治二十年に神戸小野濱造船所(今の川崎造船所)で造られた艦が、今でも一般大衆の前に浮んで縦覧——但し陸上から——を許されてゐる艦があるといふたら、讀者は驚くであらうが、それは此の大和である。

大和は生れてから五十五年になる、木造艦で保存がよければこの位保つものだといふ記録を示してゐる。此の艦は明治二十年から朝鮮や千島や臺灣に度々回航して測量とか警備とかに便はれたばかりでなく、日清戦役に日露戦役にも力相當の働きをしてゐる。

目下は浦賀にあつて少年の精神訓練所となつてゐる。ベルリの記念碑見物にゆく人は、バスの上からでも、優に此の艦を見ることが出来る、艦艦といはれた帆船のある、三本マストの艦であつて、昔の軍艦を目前に見たい人は、浦賀に行くに限る。

かやうに古の軍艦、名譽ある軍艦や功勞あつた軍艦を思ふにつけ、今の大東亞戰爭の赫々たる海軍の武勳も、皆源をこれらに發してゐることを思ふと、眼頭があつたくなるを覺える。(旅二月號所載「武勳のあつた船の行方」より)……筆者は海軍大佐廣瀬彦太氏)



隨筆・教育者 (上)

添田 知道

傳 説

「教育者」第一部の執筆に先だつて、私は、坂本龍之輔先生の最初の赴任地たる古里村を訪ねた。青梅といふ名にいたく心をひかれ、そこから日原の鐘乳洞を探つて仙元峠から秩父へ抜けた十九歳の初旅以来、奥多摩溪谷は幾度となく歩いてゐるのではあるが、青梅と氷川の間の宿たる古里村小丹波については確たる印象も残つてゐないので、地理を瞭らかにする必要があつたのである。昭和十六年十二月二十七日、御嶽で青梅電車を降りた時は、山はずつかり暮れてゐた。

氷川行のバスには五六人の客しかなく、終バスかもしれぬ。古里村に宿屋があるだらうかと女車掌に訊くと、あるといふので安心した。相當待たせてからバスはやうやく坦々とした道を走り出したが、その舗装路が、荷馬がすれ違ふことも出来ないほど之しく峻しかつたといふ五十年前のことを考へながら、樂々と掛けてゐるのは申しわけないやうに思はれた。

二十分で古里村に入つた。村の中ほどで降りてほしいといふと、それは役場前だが、宿屋はもつとずつと先ですよと車掌が注意してくれたが、夜の村も歩いてみたかつた。降りると、そこにひつ込んでゐるのが役場なのであらう、道の右側は高い石崖で、その上に家があるらしく、一緒に降りた一人の客は私の方を見い見、その高みへあがつて行つた。

暗く、いかにもわびしい。ぼつんとおいてきぼりをくつたやうな氣もちだ。切通しのやうなそこを出抜けると、右側にひつ込んでとざした家が暫く續いたが、やがてそれも絶えて月にてらされるひろい道になつた。左は多摩の溪なのだ。山の上の高い月。此の先に宿屋があるといふのだらうか。少し心細くなつた時、後から足早に來る人影があつた。私はそれを待つて訊ねた。宿屋は役場のそばにもあつたのだが、それがやめて、その支店が此の先にありと教へてくれて連れ立つた。

來たこゝでは立てば溪の白い波だちがのぞめる。暫くみつめてから、白いカーテンをひいた。瀬戸火鉢に炭火が運ばれ、お茶にはドロップが添へられて來た。

臺がないので落ちつかなくかつたが、電燈を低く下げて地圖を調べてゐると、少年が食事を運んで來た。ぎよとお膳の足を立て、並べて行つたのは、さしみと豚肉の煮付と湯豆腐であつた。さしみにはツマも山葵もついてゐなかつたがしかし中々の御馳走だ。

より先にも夜があけるのだらう。カーテンを除いてみると向かふの山に朝の雲がからんでゐる。そこそこに宿を出た。その邊は古里附だ。宿に戻る。昨夜月にひろく見えたあたりは木材の積出しをするらしかつた。バスを降りた邊は曾ては坂道になつてゐたのを浅い切通しにしたとみえて、役場側の家も道より六尺ほど高くあつた。役場の前から先に宿場の家並が揃つてゐたが、變哲もなく閑散をきはめ、多くの奥多摩ハイキング者流はバスの窓からもおそろく振り向くこともなく通り過ぎてしまふのであらうと思はれた。

兵衛は宇丹三郎の有力者で、坂本先生に交渉のあつた人は當時七十歳を超えたチヨン番の老人だつたといふから、おそろく今はその曾孫の代ぐらゐになつてゐるのだらう。代々宇兵衛を名乗るのだと先生から聞いてゐたが、その一家が今日も尙學校のよき後援者であることが頷かれて快かつた。

食事をすましてゐると、風呂に呼びに來た。遅い私のために又焚きつけてくれたのだとみえる。湯はぬるかつた。加減は如何ですかときかれたが、結構ですと答へてしまつた。

役場の東隣に古ぼけた寺があつた。習文學校だつた西光寺に違ひない。今は更に東に寄つて大きな國民學校が建つてゐる。宿通りを東端まで歩いてから戻つて學校に入つた。既に學期を終へてゐるのでひそみかへつてゐる。ぐるりと廻つてみると運動場はずつと崖のふちまでひろびろとしてゐた。校舎の前に國旗掲揚臺がある。近づくると臺には、「寄附者澤本宇兵衛」と記してあつた。私はなつかしかつた。澤本宇

ひろい職員室にはその先生一人だつたが、壁には十數枚の職員の名札がずらりと並びかゝつてゐた。「此處が習文學校といつた頃のこと」と私は言ひかけたが、女先生は習文學校といふ名を知らなかつた。まだ轉動して間がないのださうである。私は坂本先生の話を少しした。

やがて細道を小急ぎにやつて來る國民服が、年配の温顔にすぐに校長さんとわかつた。私は呼び立てを詫び、訪意を告げた。小峰校長も習文の名を知らなかつた。昨年の就任だといふ校長がしかし私が話してゐるうちに、「坂本龍之輔先生といふと、東京の萬年學校長をなさつた方ですか。」

戻る布團が敷いてあつた。私は原稿の下書を暫く調べてから、床に入つた。涼々と流れの音が迫つて來た。私はまだ此の村の何も見てゐない。坂本先生苦闘の跡である村に身を横へて、しみるやうに多摩川を聴くばかりである。あかるい。此の部屋は此の家のどこ

の前に國旗掲揚臺がある。近づくると臺には、「寄附者澤本宇兵衛」と記してあつた。私はなつかしかつた。澤本宇

せうと一緒に校庭に出てくれた。溪を前にした畑中に二階家がぼつんとあつて、その庭で國民服の青年が薪割りをしてゐるのが見える。——「あの家で、それは、校長先生の息子さんです。」

「ほう、あの坂本先生が、此處にいられたことがあるのですか。」

言葉少い小峰校長が感に絶えたやうに私の顔を見た。私は坂本先生の略年譜を作つて持つてゐたので、それを見せた。校長はその一部を書きとつてゐた。

學校に當時の記録でもあれば何より幸ひなのだが、と言つてみたが、これは望めないことであつた。——村誌に依ると、明治三十四年（坂本先生の就任十年後）に至つて習文、棚澤、忠愛、大丹波の四校を併合して古里尋常高等小學校（本校一分校三）となり、四十二年現在の地に新築、更に大正十四年に増築して今日に至るのである。

「二十年も此の學校の職員をしてゐた村の人がありますから、その人ならばいくら古いことがわかりませう。御一緒に参ります。」

断片的に私の話す、此の村に於ける坂本先生に、小峰校長は、顔には出さなかつたが、唆られたと思はれた。私の見たいところを案内して下さるといふのである。

先づ、役場に行つた。小さいが洋風のしやれた建物である。「納税優良町

村」の府の表彰札がかゝつてゐたが、明るい健康な村になつてゐることは、役場員の面もにも充分察せられた。校長は窓口から中の者に訊ねてゐる。

「二十年學校に勤めた人」は今役場にゐるとみえるが、留守であつた。校長は村誌の一部受取つて私にくれた。その編者の原島覺藏氏が尋ねる人だつた。

隣の寺に行つた。校長は庫裏を覗いて聲をかけた人がゐない。本堂の古いさまを眺めやつてゐると、觀音びらきになつた扉をひらいて、「こゝが教場だつたのです」と校長が言つた。中は三四尺通りの土間になつてゐて、床が高い。正面にくすんだ須彌壇。左は南面の六疊間二つ。その奥が坂本先生の起居されたところなのである。軒先の竿にかけられた切干大根の影が障子にうすく映つてゐた。

此の部屋の足かけ三年の獨居は如何に寒々しいものであつたらうかと思はれるのだが、先生の内なる熱氣がさうした條件を無視させたのだらうと考へると、自づと頭が下がつて来るのであ

る。私は去りがたかつた。高い壁間に

「大正十三年五月九日、當山十七世泰翁得仙大和尚葬儀費寄附者芳名」の板額がかゝつてゐた。得仙和尚は若い坂本先生の最も側近にあつて、親身の世話と助言を怠らなかつた人である。その子の泰法さんが先生の教へ子なので、これも既に亡くなつてゐるのだ。

並記された芳名は私には大方當時の村人とのつながりのうなづけるものであつた。坂本先生の直話で、五十年前の村の姿が既に私のものになつてゐるので一々になつかしい聯想が来るのである。

小峰校長は黙つて横に立つてゐてくられる。待たせることが申譯なく、庭に出た。庭には小さな觀音堂が年代の古りのまゝにちよこなんと据わつてゐた。

當時の最有力者だつた酒屋の跡を見るために、道を突つ切つてだら／＼とあがつて行く途中で、校長は一軒の家に立ち寄つた。主の老人に「坂本先生を知つてゐますか」と訊いてゐる。「坂本先生なら教はりました。」と答へた老

人は、丹波屋の分家で、先生のよき弟子たり助教をした彌一郎の弟、原島玄三さんだつた。本家は彌一郎が故人でその子の桂太郎氏の代になつてゐるといふ。寄り込んで玄三老人の話を聴いたが、尋常小學校年代のこととてさしたる話題はなかつた。

仲道を通つて爪先あがりに行くと、工事中のひろい道に出た。それは御嶽から氷川へのびる青梅電車の軌道になるものだといふ。そこを横切ると、石の門のある古い家に入つて行つた。そこが「酒屋」のあとで、こゝも孫の代となり、當主は東京に出てゐるので留守番があるだけだといふ。がつしりとした家は思つたほどに大きくはなかつたが、荒れた庭の布石のあとに、舊家の家歴が讀めるやうな氣がした。軌道工事のためにその庭は大分欠かれてゐるやうであつた。

宿通りに戻つて、東の外づれ近くから右に折れて行くと、烈しい傾斜の畑地の上に出た。その畑にゐた老人に校長が又訊ねた。「自分たちの時はもう先主が變つてゐるが、坂本先生の名は

聞いてゐます」と老人は答へた。

「通學道路にしたといふのはこゝでせう。」

さう言ひながら校長は畑道を下り、崖ふちに出て、岩根の現れた、烈しく下る小徑に導いた。樹間からちらと多摩川が見え、橋が見える。下り切るといふ道路がすぐ橋に通じてゐた。「永久的な橋にしなければ」と坂本先生が説いたといふそこに、しつかりした萬世橋が出来てゐるのである。そこは御嶽山裏參道にあたる。退隱後の先生がこゝを訪れて此の橋を見たといふ満足さうな話しぶりが思ひ出された。

私はしばらく高い橋の上から、そこできつとうねる多摩川を眺めてゐた。話しながら宿通りを戻つて来ると、「こゝが丹波屋です。ちよつと寄りませう」と校長が腰高障子をあげて入つた。田丸屋と書いてある。丹波屋の店のあとで、別の人が借りて飲食店をやつてゐるのである。私は奥まつた主家と藏とを眺めてからその店に入つた。店には大勢の客がゐた。校長はそれらの人と挨拶を交はしてあがつて行く。

そのあとに隨いて、奥の間に入つた。障子をあげると、中庭を隔て、丹波屋の主家がひつそりとしてゐた。

午飯を御一緒に、と、もてなしにあづかるのであつた。思ひがけ豚鍋の馳走に恐縮の箸をとつたのだが、坂本先生がわが家のやうにしてゐた場所だと思ふとその味も格別であつた。校長が障子越しに、向かふの客の方へ、「石田君」と呼びかけると、いが栗頭の青年がやつて来た。石田正義君と紹介された。泰法さんの息、得仙和尚の孫になる人なのだ。丹波院の住職であり役場に書記を勤めてゐるのだといふ。かしこまつてゐた正義さんは顔を輝かして、坂本先生のことはお世話をしたといふお祖母さんから随分聞かされてゐますとのり出して来た。坂本先生の傳を書かれるさうで、といふ校長の紹介に、それは結構です。さうなれば勢ひ古里村の名も世に出るわけで、と正義さんは喜んでくれた。

「随分厳格な先生だつたさうです。いふことをきかない生徒を、あの觀音堂に入れて錠をかけたさうですが、子

供は中で寝てしまつたんですね。ところが、觀音像に足を向けて寝てゐると、きつと、眠つたまま、頭の方を像に向け直してあつたさうです。」

——すべて孫の代になつて、村は農業、林業を主に健全な成長を遂げてゐる。人口三千三百余、戸數六百六十余農會、教育會、郷軍分會、青年團、女子青年團、衛生會、消防組、國防協會、支會、經濟更生委員會、榮養改善會、負債整理委員會、愛國婦人會、漁業組合、養蠶組合、防護團、軍事後援會、納税組合、國民貯蓄組合、販賣購買組合等の團體が活動して統後奉公の實を擧げてゐるのだ。

學校は生徒數七百、職員十八、就學歩合百パーセント、此の差は當然のこととはいへ、生徒八十、職員一の五十年前を偲べば感無量である、草創期の坂本先生の仕事の意味が新たに思ひかへされて来る。

小峰校長の好意を謝して別れ、私は青梅行のバスを待つた。やがてそれが来たのだと思ふと止まらずに行つてしまつた。さういへば車體も色も違ふ。

小河内貯水池工事のための専用車なのであつた。

歸途、拜島から五日市線に乗り換へ、西秋留の坂本先生に、古里村訪問の報告に寄つた。私はその六月以來、先生の病床を犯してお話を聞きつゞけて来たのである。私はいつものやうに、先生の枕元に坐つた。さうかね古里村へ行つてくれたのかね、と先生は喜んで下さつたが、觀音堂の話をする時、「それはどうも、」

と先生は白い鬚髯の中に苦笑をうかべて、「——僕は何處でも體罰をくれたことは一度とない。それにあれば錠などかゝるやうな觀音堂ではないよ、君。」と言はれた。此の話は先生には御不満らしかつた。しかし私には此の傳説はなんとなく面白かつた。觀音像に足を向けて寝てゐる子をそのまゝ向け直してあつたといふところに先生の厳格と慈愛を滲ませてどこか味があるやうだ。話といふものは語り次がれて行くうちにいつかともでもない形に作りあげられてしまふものだが、これなどは

秀逸の部に属するのではないかと思はれた。

その日、自分の古里村見聞を基に、更に先生にお訊ねして、第一部の執筆に暫く専念することを申し上げて歸つたのだが、二月までの執筆中は、手紙の往復を主に、一度お伺ひしたの、第二部の調べに南村に入つてゐた頃、三月二十六日、坂本先生は逝去されたのである。

母

坂本龍之輔の生涯は、終始一貫して國民初等教育のことに捧げられたところに意味があるのである。職域邁進。これほどすがすがしい一本槍は稀なのであらう。その抱負はあらゆる障害をくぐり抜けて縦横無盡にのべられ、屢々當面の仕事から溢出するかに見えた多くの実践も歸するところは「第二國民育成」のたゞこれであつた。

ある。女手で四人の子を育てあげた氣丈の婦である。父親には龍之輔が十歳で死別してゐる。これが無事に育つであらうかと危ぶまれたといふ纖弱な龍之輔の成長のためにもどれほどの勞苦が拂はれたかは察するにあまりあるが、それだけならばたゞ「母の愛情」で片づけられることも出来よう。しかし教師たることに一生の方途を選んだのが母親であり、その育成に並々ならぬ傾注があつたことを銘記しなければならぬのである。

龍之輔の背後には常に母親みちが寄り添つてゐることが感じられる。龍之輔も亦常に母親に至上命令をきいてゐたのである。此の結びつきは強かつた。古里村時代、毎月一度、終りの土曜日に母を見舞に歸つてゐた。五里半の道である。何處へ行くにも草鞋だつたが、明治二十五年冬の土曜日、午後遅く村を出ようとするとチラチラ雪が来た。丹波屋の前を通ると、萬五郎が呼びとめて、雪がひどくなつて難澁し

日曜の一日を、龍之輔は子供のやうに母の膝下に送る。母にも一刻も長く側に置きたいといふ風が見えた。しかし月曜の午前一時には必ず起こされる。(母は寝たやうに見えて感情をこめて話された。飯も母自身が炊いてくれたのだ。釜の蓋をとらずに炊くと粒が立つて炊きあがるが、蓋をとつては粒が寝るから縁喜が悪いと、任地に歸る朝はきつと自身で炊いてくれた。三時になると「お立ちなさい」と弟に送らせてくれる。弟には太陽の光を見たうめがた峠を越えて、吉野村に入る頃、陽が見えて来る。弟に別れるとそこから馳け足になつた。何處まで出かけても、八時十五分前までには必ず學校の庭に立つて生徒を迎へるのが龍之輔の慣はしであつた。

母は自分を大切にしてくれたいが、甘やかしてはなかつた。母が自分を強くしてくれた。母を思ふと強くなれた。——と先生は言はれた。



決戦教育体制の確立

この四月から、戦ふ日本の國民資質向上をめざし學園は新しい體制の下に出發する。今回の學制改革はその範圍も廣汎に互り問題も多岐であるが、その眼目は

- 一、教育年限の短縮(中等學校五年が四年、高等學校三年が二年)
- 一、教育目的規定の改訂(皇國の道に則る國民又は國家有用の人物の鍊成を中心目的として明示)
- 一、教育内容の整備(教科課程の根本的再編成)
- 一、國民的鍊成の重視(従來の主知的教育に代る)
- 一、師範學校の改善(官立・昇格、一縣一校主義等)
- 一、大學院の新制

低下」の抗議によつて今日迄實現しなかつたものが、今回一万兩断に敢行された點、又我が國教育の基調が明確に規定せられたこと等世界教育史上にも稀と云はれる程の劃期的大改革である。歐米模倣を完全に脱却し國家最高の要請に應せんとする今回の改革の成否は偏へにその運用如何にかゝり、結局は人の問題に歸するであらう。

米英又も小田原評定

一月中旬佛領モロッコのカサブランカでルーズヴェルトチャーチルが又々會談した。劇的な發表ありと前觸れしたり、米英ソ蔣四巨頭會議とかの大袈裟な宣傳にも拘らず蓋をあければ誠に呆氣なく、米英兩國では早くも失望と不満の聲が湧き上つた。それもその筈で期待したスターリンの引っぱり込みもマンマと失敗し、蔣介石も現れず會談の狙ひは始めから外れた。十日も擬議した上得たものは僅かに、裏切フランスの兩代表ジョーとド・ゴールのいがみ合

益々強化する 各國の女子徵用

長期戦に伴ひ人力不足は各國の當面する最大問題となり男子に代る勞力供給源として婦人の徵用が次第に擴大しつつある。

十年前「婦人は家庭へかへれ」と叫び立てたドイツも「男子は戦線へ婦人は生産へ」の合言葉の下に、昨年一千七百萬の婦人勞務者(全勞務者の四七%)を動員する迄になつた。女子勞力の提供は國民の當然の義務であつたのが、本年に入り強制勞務令の公布によつて法的拘束力を持つに至り十七歳以上四十五歳迄のドイツ女子は國防任務遂行のため召集されることとなつた。但し學生、重要部門に

就業する女子、妊婦や幼児を保育するものは徵用されない。ドイツでは尙一千萬の婦人勞働豫備軍ありとその餘裕を示してゐる。

イタリヤでは昨年十二月八日全市民を全産業に動員する法令を發し、十四歳から六十歳迄の女子を動員せしめ得ることを定めた。

ソ聯では昨年二月の勞務徵用令により十六歳から四十五歳迄の女子は軍需工場又は建設作業に徵用されてゐる。現在全勞務者の半ば以上が男子に代つて戦力増強に一役買ひ更に戦線で働く女子も少くない。敵國米英の状況を見るに、働く人口僅か三千三百萬といはれる英本土が一番眞僞である。一昨年六月、十六歳から四十一歳迄の婦人七百萬を登録せしめたが、最近では軍需方面に直接間接従事する婦人の數は八百六十萬に達する(内三百五十萬は既婚者乃至十四歳以下の小兒を持つ寡婦)と云はれる。又國防補助

軍として、増産、軍需、消防、警察に挺身する女子五百五十萬と言ふ敵ながら必死の活動ぶりであるが、之でも足りず更に近く既婚婦人徵用令を公布するといはれてゐる。

米國にとつても人力不足は最大の悩みであり、近く十八歳以上四十五歳迄の女子強制徵用法の實施を準備中と傳へられ、政府も腰も据えて乗出さざるを得なくなつた。現在既に千三百萬人の婦人勞働者が居るが當局は本年中に増加される新規勞働者四百五十萬人のうち三百萬までは女子で占めると大童になつてゐる。

蘇つて我國では、議會で厚生大臣が答辯した如く、我國の家族制度と日本女子の特性に鑑み女子の徵用は未だその時期にあらずと云ふ状態である。しかし、強制徵用はななくとも或は勤勞奉仕に或は挺身報國隊の活動に婦人の皆働態勢は日毎に強化されつつある。



獨逸は反撃し得るか

林 秀

外 交 講 話

獨逸戦局の現状は明かに獨逸に非勢である。戦線の全面を見るとソ聯側の活躍の特に顯著なのは北部及び南部である。北部に於てはレニングラードの包圍が二年にして解け、芬蘭軍また猛烈なソ聯軍の攻撃に遭遇しつゝある。南部に於てはスターリングラード地區の掃蕩が終つて赤軍がロストフ近邊二十哩の地點にまで進出してゐる。(二月五日現在)此の結果、コーカサスの樞軸軍は退路遮斷の危険を防ぐ爲にケルチ方面へ撤收の止むなきに至つた。恐らく、赤軍の作戦としては樞軸戦線の兩翼を撃退することに依つて、全戦局の轉回を圖らうとするものであらう。

この事實は、今度の敗戦を通じて獨逸側に大きな教訓を與へてゐる。故に、今度の敗戦は獨逸軍の力を三分位しか發揮し得ず終つたといふことが、かなり中正な意味でも言へるのである。もう一つの原因としては、自然的障礙の爲に獨逸軍が充分に活躍出来なかつたことも擧げ得る。恐らく、赤軍の反撃にあつては、此の點も大いに考慮されてゐたであらう。

獨逸側はこの非勢を率直に認め、國民總力の最後の結集動員を國內に示請したのである。

仍で、獨逸の反撃が可能なりや否やといふことが問題になる。それには次の諸點の検討が必要とされるであらう。第一には、現在の非勢の原因となつたもの、第二にはソ聯の後續戦力、第三には獨逸側の戦線再編成時期、第四には、樞軸側戦力、第五には米英の後方作戦の時期及び限界である。

この事實は、今度の敗戦を通じて獨逸側に大きな教訓を與へてゐる。故に、今度の敗戦は獨逸軍の力を三分位しか發揮し得ず終つたといふことが、かなり中正な意味でも言へるのである。もう一つの原因としては、自然的障礙の爲に獨逸軍が充分に活躍出来なかつたことも擧げ得る。恐らく、赤軍の反撃にあつては、此の點も大いに考慮されてゐたであらう。

第一、赤軍の反攻作戦の目標は樞軸側戦線の弱點を遮二無二衝いて出るこゝとによつて、獨逸軍を包圍殲滅するに

この事實は、今度の敗戦を通じて獨逸側に大きな教訓を與へてゐる。故に、今度の敗戦は獨逸軍の力を三分位しか發揮し得ず終つたといふことが、かなり中正な意味でも言へるのである。もう一つの原因としては、自然的障礙の爲に獨逸軍が充分に活躍出来なかつたことも擧げ得る。恐らく、赤軍の反撃にあつては、此の點も大いに考慮されてゐたであらう。

第四、獨逸戦力の中、特に問題になるのは勞力と石油である。勞力は最近の獨逸新協定によつて伊太利からの供給が決定されたものと推定出来るし、先般の動員法令によつて婦人勞働力が動員されるから、大體の目安はついてゐる。石油はコーカサス油田を失つたことは痛手であるが、ルーマニア油田の確保と國內保有量によつて略今年一杯は賄ひ得るであらう。最近某地に大油田の發見があつたと傳へられるが確かでない。

この事實は、今度の敗戦を通じて獨逸側に大きな教訓を與へてゐる。故に、今度の敗戦は獨逸軍の力を三分位しか發揮し得ず終つたといふことが、かなり中正な意味でも言へるのである。もう一つの原因としては、自然的障礙の爲に獨逸軍が充分に活躍出来なかつたことも擧げ得る。恐らく、赤軍の反撃にあつては、此の點も大いに考慮されてゐたであらう。

第五、こゝでカサブランカ會談及びアダナ會談について觸れて置く必要がある。

カサブランカ會談の詳細について語る紙面はこゝにないが、スターリングのこの會談に出席しなかつたといふことは、米英世界政策の根底に獨逸相殺主義があるといふことを示すものである。若しソ聯が獨逸に決定的打撃を與へるやうなことがあれば、彼は當然歐洲に勢威を張ると共に、一擧に南下して土耳其から地中海に出て来る惧れがある。同盟國の米英としてはかゝるソ聯の要求を阻止し得る權利がない。そこで、アダナ會談は一方に於てトルコをバルカン第二戦線、ルーマニア油田を爆撃の基地にしようとする魂膽と同じ位の重要性をもつて、ソ聯の南下喰止め策が考慮されてゐると見ることが出来る。即ち、米英の腹の底は、獨逸に勝たせたくもなければソ聯に勝たせたくもないのである。故に若しソ聯が獨逸を決定的に敗北せしめるといふやうな事態になれば、米英としては獨逸に加擔せぬまでも積極的にソ聯の有利になるやうに動くことはあるまいと見ていゝ。こゝにはまた複雑な國際的な

この事實は、今度の敗戦を通じて獨逸側に大きな教訓を與へてゐる。故に、今度の敗戦は獨逸軍の力を三分位しか發揮し得ず終つたといふことが、かなり中正な意味でも言へるのである。もう一つの原因としては、自然的障礙の爲に獨逸軍が充分に活躍出来なかつたことも擧げ得る。恐らく、赤軍の反撃にあつては、此の點も大いに考慮されてゐたであらう。

第三に、獨逸の刻下の急は、戦線の整理である。敗戦の中に戦線を整理するといふことは容易でない。然しこのまゝの體形でいけば破綻が増大するばかりである。ソ聯は獨逸にこの立直りの時間を與へずに攻め立て得るか否か。この問題はロストフ陥落の時期にかゝつてゐる。ロストフが簡單に抜かれるやうであれば、獨逸はウクライナから更に後方に退いて戦線整理を行はなければならない。この状態は、獨逸戦が振出しに戻ることである。そこで、ロストフがこゝ一二ヶ月持ち堪へ得るかどうかは今後の戦局に重大な影

この事實は、今度の敗戦を通じて獨逸側に大きな教訓を與へてゐる。故に、今度の敗戦は獨逸軍の力を三分位しか發揮し得ず終つたといふことが、かなり中正な意味でも言へるのである。もう一つの原因としては、自然的障礙の爲に獨逸軍が充分に活躍出来なかつたことも擧げ得る。恐らく、赤軍の反撃にあつては、此の點も大いに考慮されてゐたであらう。

如上の諸觀點を綜合した結論として、我々は獨逸の反撃は可能であると斷言してゐる。然しどの程度に反撃するかは分らないし、假りに最大限度に反撃し得たとしても、獨逸戦がそれで終結するとは考へられない。何故ならばその時こそ米英が眞剣に歐本土上陸を考へなければならぬ時であるからである。我々は單純に、而も簡單に今次大戰に日蝕のやうに大きな終止符をうち得ると考へてはならない。特に私はこのことを現代の政治家に極言するものである。

この事實は、今度の敗戦を通じて獨逸側に大きな教訓を與へてゐる。故に、今度の敗戦は獨逸軍の力を三分位しか發揮し得ず終つたといふことが、かなり中正な意味でも言へるのである。もう一つの原因としては、自然的障礙の爲に獨逸軍が充分に活躍出来なかつたことも擧げ得る。恐らく、赤軍の反撃にあつては、此の點も大いに考慮されてゐたであらう。

☆今日も決戦 明日も決戦

東京通信

大寒に入つてからの朝の六時半といへば郊外の寒さは格別である。だがその時刻になると私の家の表通りは威勢のよい箒削きの音で満たされる。大寒入りの翌日は凍てついた箒の柄を小脇に抱へ、握り拳に白い息を吹き掛け縮こまつた姿で通りに出た。

「お早う御座います、仲々寒いですな。」

と仲間に入れて貰つた。

「お、今日は御主人ですか、御苦勞ですな。」

なあにこうやつて揃つて働くて働のやうな年でも元氣が出ますわい。さう言ひながら向ひの六十翁はさつさと私の家の分まで大半を掃いてしまふのである。私は恥しい思ひがしてならなかつた。成程隣組全員揃つてやる朝の清掃鍛錬は實に壯觀で生氣が籠つてゐる。

これは私たち隣組の耐寒心身鍛錬朝の行事である。ガスも水道もない家に住つてもう二

年。今日ではそんなものない不自由さとか不便を感じる事が全然なくなつたと妻は言ふ。これは日本人の特権かも知れない、考へられない程の物資不足にも最近は一向にへこたれないし、野菜がないと言ひつても兎も角も忙がしい決戦下を親子五人無病で押し通したのである。

「この間まで食べて行けないなどと叫ぶたのに、この物價高でこんなに貯金が出来るのは不思議だね。」

と或る日妻と笑つたことがある。

この間久し振りで故郷に歸つた時のことである。母の炊事端で積る話を立話に聞いてゐたが、豊富な野菜の中からもまだ喰べられさうなのを捨てられるのを見ると

「勿體ない、その葉っぱは喰べられませよ。」

とつい口を滑らすし、ガスや水道を使つておられると

「なる程ガスや水道は便利なものですね。」

白いお米を見ては

「こんな白いお米ぢや勿體ないな。」

いちいち口を挟むので到々母も怒つてしまはれた。

「あつちへ行つといで！東京の田舎者は本當にうるさいね。」

銀座松屋の樓上でフリーメイソンの一展を見た。御存知と思ふが、フリーメイソンの世界陰謀を目的とする国際秘密結社で、今日日本が戦つてゐる米、英、蔣の背後から戦争を操つてゐる敵の正體なのである。嫉妬と呪咀の神エホバの信仰から世界を擧げて革命と戦争に導かんとするユダヤ人の非ユダヤ壓迫の陰謀は人間の弱點を巧みに把へ自由と平等の美名に匿わつ、個人主義自由主義を宣傳することから始まり、拜金、唯物の思想へと導き入れ、數世紀に亘る陰忍の末、世界資本の大半を領有し、世界の言論界を壟斷し、君主制の破壊を策し、最も大膽に資本主義と共産を操つた。映畫や音楽に至るまで之を利用し、國民道徳と志氣の頹廢を將來し國民國家の無氣力を企圖してゐたのである。憎むべき敵國人の世界陰謀である。(てつ)

刑無期刑

現體制の下に於て公益優先といふ觀念が高調せられてゐるが今日の吾々としては公益優先といふことが何であるか、又その觀念に對して吾々はどうな態度をとるべきか。抑も公益が經濟上に立脚してゐることはいふまでもない。そしてそれが經濟上の問題として扱はるるだけ、そこには對立觀念として私益といふ觀念が存することは勿論である。さて私益といふ觀念の行爲、利益のあくなき追求が眞理として所謂アダミススの見えざる手にひかれて以來經濟人の血潮と化したか、利潤の追求の原則は何人にも不當なことでないものと思つてゐた。今日經濟事犯の生ずる所以は實にそこにある。その指導原理として與へられてゐるのが所謂公益優先の原理なのである。そして公益優先は吾が國情慣習傳統等に依つて最早その觀念は公益優先でなく、むしろ公益そのもので、そこには利益ではなく、生活の原則としての見方が出来るのである。この生活の原理としての觀念にまで下げて行きたいものである。(札幌——伊藤耕作)

新刊 刑罰 介

☆ 増訂 刑事政策汎論

法學博士 正木 亮著

A 5版 四七八頁・定價金五圓、有斐閣
本書は昭和十三年十二月その初版發行以來茲に第四版を重ねるに至つた。いまその内容に就き、増訂改訂の跡を项目的に拾へば、今回の増訂の根本的基調は、大東亞戰爭の勃發を契機として、「もう一度わが國古來の刑事思想なり、慣習なり、方法なりを掘り下げて見る必要が」あり斯かる觀點から「如何に歐米政策が滲透して來たかの跡をたづねねばならぬ」とせられ「茲に、全面的な研究を遂げて大東亞獨自の刑事思想を立ち立て、その上に政策を建設」せられんとしたものである。全巻を通じて注意すべきは引照文献の増加である。また、立證諸統計は最も新しいものを全部に亘つて採り入れられてゐる。更に刑事政策の動向を、一方に於て、刑事立法のそれに求めんとする方法から、最近に至る迄の、制定實施をみた各種刑事關係法令の凡て

を採り上げ、之を各章節夫々の部門に於て史觀的に沿革をたづね、政策的價値とその運用とを解明せられる。總紙數は前版と大差なきも全巻の組方は密植であり、内容量に於て頗る増加してゐる。巻末に附せられた索引は、特に人名索引と事項索引とに分離し學者的良心に基いて詳密を極めてゐる。

さて、増補された事項の個々についてみるに、第二章に於ては、刑事政策の世界性といふことから、東亞監獄會議の必要性を力説せられる。第三章に於ては、わが國本然の刑事思潮を叫ばれるのである。さうして、以下の各章は斯かる觀點から論旨を次第に展開して行くのである。犯罪論第四章に於ては、犯罪類型に、新に、經濟犯を加へて六種とし刑罰論(第六章)に於ては、流刑について筆硯を改めて、わが國の流刑史を叙したる後、それが「資源開發のための大きな資源」である所以を明かにし、また、保安處分論(第七章)に於て、豫防拘禁制度につき、わが國の實際につき、その手續に至る迄之を詳述せられてゐる。次に、酒癮矯正所及斷種兩節に亘り、國民優生法との關聯に於て、刑事政策の行くべき方途を示される。

次に、刑の適用(第八章)に於ては、相對不定期刑の款中不定期刑釋放制度について注目すべき増補と刑事補償制度に對する考察を深めた。行刑論(第

九章中)に於ては、刑務作業と假釋放の二點について新しく稿を加へられた。前者については、戦時下軍需作業の躍進と、食糧資源確保及び計畫造新等増進策への寄與とに因る時局的展開を、後者については、江戸時代の人足寄場制度を検討せられた。

以上、この汎論の一斑を覗きみたに過ぎぬが、戦時行刑の職域に邦國の誠を效される、わが刑務官諸彦にとつて、本書が坐右必備の指針たることを察知せらるるに足らば僥倖之に過くるはない。

☆ 青年學校の一年間

牛山榮治著 (福村書店)

B 6版 三九七頁・定價金三圓五十錢
東京市内に於ける模範青年學校として折紙をつけられてゐるものに公立四谷青年學校がある。著者は同校の育ての親であり、現に其の校長である。本書は青年學校の經營と青年學徒に對する指導論について著者の十有餘年に亘る體驗から割出された實證的研究の總決算とも稱すべきもので、著者が熱烈なる情熱を籠め心魂を傾けて初めて世に問ふ力篇である。殊に、われわれの注意をひくものは在籍生徒の全部に對して、凡ゆる可能な限りに於て

の角度から加へられた「個性觀察」の周到緻密さである。「個性觀察」から出發する行刑人にとつては好箇の參考書たるべく、特に、青年鍊成所職員に對し敢へて本書を推薦する次第である。

☆ 教育者—第一部

添田知道著 (錦城出版社)

B 6版 三九七頁・定價二圓
本書は第一部及び第二部より成り、わが「明治以後の國民教育史の頁を身を以て練り、村落學校の經營に、稀なる貧民學校の創業に、世俗と闘ひ抜き、終始、日本人として生き抜いた教育者坂本龍之輔の生涯を描く傳記小説一である。

この第一部に於ては、わが國師範學校の鼻祖たる神奈川師範(當時橫濱野毛山所在)に學んだ血の滲むやうな鍛鍊生活卒業後世俗に敢然抗して正義を貫く尊くも亦痛快なる熱情の業跡を打ち立てるまでの息をもつがせぬ連續的奮闘の前半生を描いてゐる。正義と仁愛の精神に貫き通す教育者の正しき在り方を波瀾重疊の物語のうちに展開し、一讀巻を描くに忍びざらしむるものがある。教育への熱情に關して、刑務官に必讀の快著として推奨してやまない。

☆ 刑事政策の基礎理論

木村龜二著

A 五版・五〇九頁・定價金四圓五十錢
(岩波書店)

「刑事政策の根本概念を体系的に把握し、それに對して科學的基礎づけを試み」んとの良心的意圖の下に、「刑事政策の發達を回顧し、その科學性を方法的に確立し、更に、刑事政策の最も重要な個々の問題を檢討し、進んで、實際的結論をも導き出さう」とせられる。

「法と民族」及「刑事政策の諸問題」と姉妹篇の關係に在るものと謂ふべく、併せて、著者に獨壇場のすぐれた刑事政策に對する學問的體系の全貌をうかがひ得る。本書に收むるところの研究は全十九篇、示唆と教示に富むものばかりであり、四部に構成せられる。即ち——第一部に於ては、之を「序説」とし刑事政策の概念を、第二部「犯罪及犯罪人」に於ては犯罪の動機、模倣と犯罪、群集と群集犯罪、犯罪の遺傳性、犯罪人の危險性及分類、少年犯罪の特質・原因及對策、婦人犯罪と婚姻及家族制度を、第三部に於ては「刑罰及保安處分」として累進制度、刑務作業、囚人自治制、答刑、罰金刑の問題並びに保安處分の理論を展開す

る。最後に第四部に於ては「刑事立法の動向」を探索する研究三篇を收められてゐる。
科學としての刑事政策の専門書が初版八〇〇部といふところにも本書の價值をうかがへるであらう。

☆ 刑法研究 第十

牧野英一著

A 五版・四〇七頁・定價金四圓
並製金四圓
上製金四圓
(有斐閣)

「刑法研究」は博士のたゆむことなき精進に依つて、遂に、第十卷に達した。收むるところは、「最近數年來の論文から十編を集め一たものであり、「刑法研究に關して」博士が「何を學び、何を考へ、何を主張し、何を論争しつつあるかの次第を明かにするものである」。さうして、之等の諸論文は所謂非常時にはひつてからの研究であり、博士の「日本精神と解するところを比較法的な資料に依つて、考察、展開」せられたものである。
本書所收論文の項目は、刑法における國家化、法律化及び技術化、刑法における新體制、統制的法律理念と刑法、刑法における勤勞の原理、思想犯保護觀察法の思想的意義、スイスの新統一刑法典、ベツカリヤの生誕二百年、わが國とドイツとの刑事政策、第

一回國際犯罪學會議、新體制における新行刑

☆ 明暗の境

石光 葆著

B 六判・三八一頁・定價二圓三十錢
(櫻井書店)

著者に初めての創作集である。作家生活を圖ふこと十年、最も純粹に文學の道をもとめ、當世流の作家に非ざる作家として、生活態度に於て極めてまじめに、悠々人間をきはめて來た此の人が、今、八つの短篇をひつさげて之を世に問ふのである。何れとして珠玉の創作たらざるはない。中に、本誌に連載せられた傑作「明暗の境」が收められてあり、探つて本創作集の表題とせられてある。
日本出版文化協會推薦

☆ 裁判の書

三宅正太郎著

A 五版・三三七頁・定價金三圓八十錢
(牧野書店)

裁判についての從來の研究は其の多くが訴訟法學に關する理論的觀點に立つもの已であり裁判を爲す者の「心構」を説いたものは絶無であることを深く、遺憾とせられ、茲に自ら筆を採

つて立たれたのである。本書に收むるところは、往昔の名判官の教訓、文學的作品、市井の雜事、歴史上の事實、著者自らの體驗等々であり、流麗なる文章を以て、極めて具體的に裁く者の心構を説き、吾が國裁判の實際を教ふると共に裁判官の苦心を理解せしむる。近頃めづらしく立派な豪華本である。

南のたより

生來の色黒が役立つて大いに南方適應性を發揮してゐますから御安心下さい。御存じの通り言語、風俗、人種等々全く異つた現地の仕事です。其の仕事の進捗の程度、難易は自ら御推察願へると思ひます。東北辭や九州辭にすら悩まされます、況して、こちらでは……。然し、窮すれば通ずる昨今少々馬來語も覺へ強引にやつてゐます。
過日から一行と別れて營地に參り現場指導をやつてゐます、全くの孤軍奮闘です。今更内地の行刑のヨサが判りました。二十年は遅れてゐるでせう、少しでも近づけるやうにやりたいと思つてゐます。どうぞ御支援をお願致します。
(マライ—飛田重雄)

第八回高級刑務官練習所開所式

報集會協

日時 昭和十八年一月十六日
場所 於刑務協會講堂

式次

- 一、宮城遙拜
- 一、國家齊唱
- 一、默禱
- 一、練習所長訓示

以上

練習所長訓示要旨

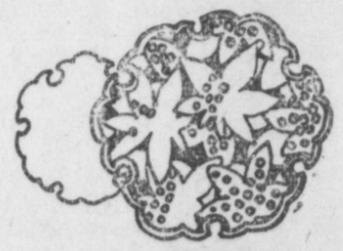
諸君に刑法・刑事訴訟法を教へるの勿論必要であります、然しものと大きな問題は知識より根本的な人を作り上げねばならぬ、大東亞建設のため大地に足の据はつた役人を擡らへて行くことと謂ふことにあります。

近頃の官吏の再教育は判檢事の司法研究所、裁判所書記の練習所、そして又諸君の高級練習所といふやうに、中間官吏の養成から初めて看守部長、さらに看守へと、かく上からだんだん下り及んで行くことと云ふわけで、それは、今日の日本は自由主義の立派な個々を作るといふことよりも、全體が善く成

らねばならぬ、その爲には頭がシツカリしなければならぬ、次に胴體が、次に手足が、と考へられてゐるのであります。諸君の行動が看守諸君に、そして看守諸君の行動が受刑者の改過遷善にと、ならなければならぬのです。實踐躬行こそ最も大切なことであります。

練習所制度は、この意味に於て再出發しなければなりません。その再出發の練習所に最初にはいられたのが諸君であります。

そして、練習所にはどうしても指導者がいられます。指導者自らが行を積んで行かねばなりません。それで昨日も刑務課長がその任にあたり度いと云はれたのでありますが、練成課長も亦「自分の仕事であるから自分が」と申出られたのであります。私は、職責上から考へて練成課長にその役を願ふことにしました。今日から練成課長が諸君と一緒に寄宿舍生活をやられます。諸君の今迄の妄念を焼き棄てて……といふのが絶対無二の目的なのです。勇んで寄宿舍の掃除、便所の掃除をして、その日の朝を立ち上つて、練習所の目的を朝の中から踏んでほしい。勿論次の練習所もこの形をたどつて行かうと思つてゐます。



刑務所だより

松本少年刑務所移轉開廳式の記

昭和十七年十月八日付司法省告示第三十九號に依り、同月十五日を以て岡崎少年刑務所は、長野縣松本市松本刑務支所所在地に移轉し、松本少年刑務所と改稱さる。

移轉準備は、已に九月一日より開始され、職員收容者共に開廳式を目標として機構充實、施設整備等に日夜涙くまじき努力を續け來りし處、事運び、時定り、茲に、昭和十七年十二月十三日松本少年刑務所移轉開廳の式典行はる。師走に入るや、松本盆地の氣温驟に降り、零下十一度の寒氣、中部山岳の烈風と共に膚を劈ざくが如く嚴たり。當日の氣温零下二度、而も空暗れ、氣澄み、日本アルプスの山容、陽光に燦として映え、其の偉觀言はん方なく、佳典に相應しき日なりき。
松本刑務支所に代りて、木の香も匂ふばかりの眞新しき松本少年刑務所の門標を掲げたる正門には、日章燃ゆる

大國旗翻翻とはためき、新裝固なき所長室、並に各室の美裝成りたり。
特に、式場に充てられたる教誨堂は、清掃され一塵だに止めず、十時半、長野縣國神社百瀬社掌以下五名の齋官所定の座に參進し、俗人の神韻鏗渺たる奏樂裡に先づ職員、次いで司法大臣代理布施事務官、司法省行刑局長代理松岡長野刑務所長、東京控訴院長代理坂崎松本區裁判所監督判事、長野地方裁判所長代理原松本區裁判所豫審判事、磯長野地方裁判所檢事正、仲塚松本區裁判所上席檢事、百瀬松本市長、全國刑務所長代表山本新瀨刑務所長、石田長野縣辯護士會長の特別來賓を始め、地元官公衛長、市會議員、學校長、地元有力者等八十三名肅として入場す。
諸員着席終るや、平田教務課長立つて開會を宣す。聽て、おもむろに修祓、降神、獻饌、祝詞奏上の儀、順次に進む。次いで、玉串奉奠の儀、先づ、仲里所長、續いて司法大臣代理布施事務官以下特別來賓八名恭々しく玉串を捧ぐ。次いで、撤饌、昇神の諸儀式行はる。
引續き、仲里所長天神地祇照覽の下に、式辭を朗々として讀誦すれば、布施事務官司法大臣祝辭を代讀、各來賓の祝辭了つて、平田教務課長閉式を告す。時刻正に正午、一時間半に互る移轉開廳式茲に滞りなく完了す。

「監獄費國庫支辨」問題の頃

(二)

島 正 雄

明治三十二年第十四回議會衆議院「監獄費國庫支辨ニ關スル法律案」特別委員會は本案を可決して、報告書を議長に提出し、次で議院は第一讀會の續會を開き、委員長は其の審査の經過及結果を報告したが、賛否の討論あつた後、恒松隆慶君の動議に基き讀會の順序を省略の上、異議なく本案は確定即日貴族院に送付せられたのである。

府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費ノ國庫支辨ニ關スル法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十二年十二月二日
衆議院議長 片岡健吉
貴族院議長公爵 近衛篤磨殿
茲に於て貴族院は十二月六日に本案の第一讀會を開いて、その劈頭政府委員内務次官小松原英太郎君は起つて
○本案ハ曾テ政府ヨリ提出致シタコトモアリマシタシ、又貴族院議員諸

君中ヨリ御提出ニモナツタコトガゴザイマスル案デゴザイマシテ、其程度本院ニ於テハ可決通過ニナツテ居ル次第アリマス、本案ハ政府ハ勿論、各地方ニ於キマシテ多年其實施ヲ希望致シテ居ルコトデアリマス、又時運ノ必要ニ應ジマシテ監獄ノ改良ヲ圖リ再犯防遏ノ目的ヲ達セムト欲シマスル上ニ爾キマシテモ急務デアルト云フコトヲ認メテ居ルノデアリマス。唯國家財政上ノ都合ニ依リマシテ今日マデ其斷行ヲ見ルコトガ出來ナカッタノデアリマス、然ルニ今回ハ幸ニ國家財政上ノ都合モ附キマシテ來年度下半年期ヨリ府縣監獄費ヲ國庫ノ支辨ニ移ス所ノ計畫ヲ實行スルコトガ出來ル機會ニ際シマシテ政府ハ茲ニ本案ヲ提出致シタ次第デアリマス。本案ハ地方經濟ト少カラヌ關係ヲ有シテ居リマシテ本案ノ確立致スト否トハ地方諸般ノ施設上、大ニ關係ヲ致シテ居ルコトデアリマス、而シテ地方ニ於キマシテハ目下

のの大事を速記録に依つて以下に抄出することとする。
○政府委員(小松原英太郎君) 本案ハ度々議會へ出マシタ法案デモゴザイマスシ、大要ノ趣旨ハ委員諸君ニ於テ御承知ノコトト存ジマス、監獄費ハ當然國庫支辨タルベキモノデアルト云フ性質論ナドハ別ニ申上ゲルマデモ無イコトト存ジマス、唯此監獄費ヲ國庫支辨ニ致シタ曉、或ハ大變費用ガ殖エテ來ハシナイカト云フ様ナ御懸念ガ本會第一讀會ノ時分ニモチヨツト質問モゴザイマシテ、大要御答ハ致シテ置キマシタ、之ヲ國庫支辨ニ致スニ付キマシテハ將來ニ費用ガ増シハシナイカト云フ懸念ハ監獄ノ建築修繕費ノ點ニアルダラウト思ヒマス、其他ノ經常費デゴザイマス、サウ經費ニ増減ノアルベキモノデハ無イノデ、囚徒ニ非常ノ増減ガアリマスレバ是ハ格別、物價ニ大變ナル昂低ガアレバ是ハ格別デゴザイマスガ、囚徒ニ於キマシテモ近來凡ソ三箇年平均ノ在監人員ヲ押ヘテ將來ヲ見マシナラバ是ヨリ非常ノ増加ガアラウトモ思ヒマセヌ、現ニ昨年以來凡ソ一割クタクハ囚徒ノ數ガ減ツテ居ル位デアリマス、是ハ裁判所ノ方針ノ執方ニ依ツテ速ニ判決或ハ責付保釋ヲ許スト云フヤウナ方

已ニ地方議會ヲ開イテ居ル所モアリマスシ、又將ニ開カントシテ居ル所モアル時期ニ際シテ居ルコトデアリマスカラ、是等ノ事情ヲ御賢察ニナリマシテ本案ニ對シテハ特ニ速ニ御協賛ヲ與ヘラレマシテ確定ニ至ラムコトヲ希望致シマス。
と先づ本案提出の趣旨の辯明を終つて後、都築馨六君は政府に對して
○先刻政府委員カラノ御説明ノヤウニ數年來府縣ノ方デハ今ニ監獄費國庫支辨法案ガ通ルダラウト云フ推察カラシテ費用ヲ節約シテ居ル所ガ大分アリハシマイカ、若シ此法案ガ通ツタ曉ニハ三十四年度又ハ三十四年度以降二三年間ハ餘程經費ガ増額スルト云フ御見込ハアリハシマイカ、若シアルナラバ凡ソ今日ノ何割位増加スル御見込デアアルカ伺ヒタイ。

との質問を爲したるに、政府委員小松原英太郎君は直ちに起つて
○唯今ノ御質問ニ御答致シマスガ、府縣ニ於キマシテハ監獄費ガ國庫

支辨ニナルダラウト云フノデ手ヲ著ケズニ居ツタト云フノハ、重モニ建築修繕費ノ方デアラウ、其他ハ勿論區々ニナツテ居リマス、看守ノ俸給ニシマシテモ囚徒ノ給與ニシマシテモ區々ニナツテ居リマスガ、是ハ相當ノコトヲシテ居ルノデアリマス、ソレデ三十四年度以降ハドウスルカト申シマスルト監獄費國庫支辨ト爲ルニ就キマシテハ看守ノ俸給ノ如キモ全國ヲ通ジマシテ十二圓平均ナラ十二圓平均、其他囚徒ノ菜代又ハ監獄醫ノ俸給、教誨師ノ俸給ト云フヤウナモノハ大抵一定シテ豫算ヲ立テルコトニナツテ居リマス、今ノ所デハ多少ハ殖エマス、殖エルガ將來ハ經常費ヲ凡ソ四百四十萬圓餘リ、斯ウ致シマスルト看守ノ俸給モ十二圓平均、監獄醫ノ俸給モ三十五圓平均、其他囚徒ノ菜代給與等ヲ凡ソ相當ノ所ニ一定スルコトガ出來ルノデアリマス、而シテ臨時費トシテ四十萬圓ヲ凡ソ定額トシテ其中デ十萬圓ハ小修繕費デゴザイマス、是ハ是マデモゴザイマシタ小サイ建物、物置等ヲ拵ヘマス爲ニ僅ナ監房ヲ拵ヘルトカ云フタメニ凡ソ十萬圓位要ルト思ヒマス、全クノ新築若クハ改築等ノ爲ニ凡ソ三十萬圓ヲ將來定額トシテ置キマス、サウ致シマスルト監獄費ガ經常臨時ヲ合セマシテ凡ソ四百

萬圓宛デゴザイマスルト二十年クラキデ目的ヲ達セラレマスルカ、三十年掛リマスカ、年數ハ監獄費ガ國庫支辨ニナツタカラト云フテ直グ全國ノ監獄ヲ立派ナ監獄ニスルト云フコトハ勿論出來マセヌケレドモ、之ヲ以テ其目的ヲ達スルコトハ出來ル、デ大藏省ニ於キマシテモ財政ノ都合凡ソ四十萬圓ヲ以テ臨時費ト建築修繕費ニ充ルコトトシ、其中ノ十萬圓ハ今申上ゲマシタ通り小新營費ニ充ル、三十萬圓ハ新築政策ニ充ル、ソレデ監獄費ノ總體ハ凡ソ四百八十萬七千圓ノ見込デゴザイマス、其中デ監獄ノ收入ガ百二十七萬九千圓程ノ積デゴザイマス、差引イテ國庫ヨリ支出ヲ要スル分ガ三百五十二萬五千圓バカリ、此範圍ニ於テ經營致シテ行クコトデアレバ大藏省ニ於テハ財政ノ都合差支ナイ、斯ウ云フコトニナツテ居リマス、當局者ハ此範圍ニ於テ經營ヲヤツテ行ク積リデゴザイマス、但シ先刻申上ゲマシタ通り囚徒ニ大變増減ガゴザイマスカ物價ニ非常ナ昂低ガ起ル時分ニハ經費ノ上ニ多少増減ハ生ジテ來ルノデゴザイマス、新築政策ノ方ハ三十萬圓ヲ以テ漸次目的ヲ達シテ行ク積デゴザイマス、ソレデ監獄費國庫支辨ニナツ

八十萬圓、此中デ百二十萬圓餘リハ監獄ノ收入ガゴザイマス、差引イテ將來三百五十萬圓ト云フモノヲ以テ凡ソ三十四年度以降ヤツテ行ツタナラバ宜カラウト云フ見込ヲ致シテ居リマス、ソレデ今日府縣ノ監獄ニ於キマシテ改築若クハ新築ヲ要スル監獄ハ澤山アリマス、アリマスルガ監獄ノ新築若クハ改築ハ是マデ段々ヤツテ居リマス通りニ成ルタケ囚徒ヲ用ヒテ矢張りヤル見込デゴザイマス囚徒ヲ用ヒテヤリマスルト餘程安ク出來ル、又堅牢ニモ出來ル、其代リニハ繼續年度ヲ長クシテヤラナケレバナラヌ、繼續年度ヲ長クシテ囚徒ヲ使ツテヤルト三十萬圓毎年ヤツテ行クコトニ致シマスルト五箇所若クハ七箇所位ハスルコトガ出來ル、ソレデ漸次改築若クハ新築ノ目的ヲ達スルヤウニシテ行キタイト大體見込デ居リマス

との答辯あつて後、特別委員の選舉に移つて議長は子爵鍋島直彬、子爵曾我祐準、三好退藏、松平正直、男爵紀俊秀、男爵吉川重吉、小原直哉、櫻積八束、早川周造の九名を特別委員として指名した。之等の委員は子爵曾我祐準君を委員長に、三好退藏君を副委員長に互選して後、三回の會議を開いて本案の審査を終了したのである。

のの大事を速記録に依つて以下に抄出することとする。
○政府委員(小松原英太郎君) 本案ハ度々議會へ出マシタ法案デモゴザイマスシ、大要ノ趣旨ハ委員諸君ニ於テ御承知ノコトト存ジマス、監獄費ハ當然國庫支辨タルベキモノデアルト云フ性質論ナドハ別ニ申上ゲルマデモ無イコトト存ジマス、唯此監獄費ヲ國庫支辨ニ致シタ曉、或ハ大變費用ガ殖エテ來ハシナイカト云フ様ナ御懸念ガ本會第一讀會ノ時分ニモチヨツト質問モゴザイマシテ、大要御答ハ致シテ置キマシタ、之ヲ國庫支辨ニ致スニ付キマシテハ將來ニ費用ガ増シハシナイカト云フ懸念ハ監獄ノ建築修繕費ノ點ニアルダラウト思ヒマス、其他ノ經常費デゴザイマス、サウ經費ニ増減ノアルベキモノデハ無イノデ、囚徒ニ非常ノ増減ガアリマスレバ是ハ格別、物價ニ大變ナル昂低ガアレバ是ハ格別デゴザイマスガ、囚徒ニ於キマシテモ近來凡ソ三箇年平均ノ在監人員ヲ押ヘテ將來ヲ見マシナラバ是ヨリ非常ノ増加ガアラウトモ思ヒマセヌ、現ニ昨年以來凡ソ一割クタクハ囚徒ノ數ガ減ツテ居ル位デアリマス、是ハ裁判所ノ方針ノ執方ニ依ツテ速ニ判決或ハ責付保釋ヲ許スト云フヤウナ方

針ヲ執リマシタ爲ニ大分囚徒ガ減ツテ來テ居ル位デアリマス、監獄費ヲ國庫支辨ニスルニ付テ唯將來ニ考ヘナケレバナラヌノハ現在ハ府縣府縣ニ依リマシテ色々區々ニナツテ居ルモノガアリマス、或ハ看守ノ俸給ト囚徒ノ給與、是等ハ三十四年度以降ハ凡ソ全國ヲ統一シテサウ區々ニ涉ラナイ様ニ致ス積リニ計算ガ立ツテ居リマス、ソレデ建築修繕費ノ方ハ凡ソ四十萬圓ヲ定額ト致シマシテ其内ノ十萬圓ハ實際是マデノ平均ヲ取ツテ見マスルノニ、小新營費或ハ物置ヲ建テルトカ或ハ監房ヲ少シ建テマストカ、風呂場ヲ立テルトカ云フヤウナ極小サイ新營費ノ爲ニ凡ソ十萬圓ハ掛ル、三十萬圓ヲ以テ新築政策ノ費用ニ充テマス、サウ致シマスルト監獄ノ新築改築デゴザイマスト大抵囚徒ヲ用キテヤルノデゴザイマスルカラ繼續年數ハ延ビマスガ、其代リ餘程廉ク又堅牢ニモ出來ルノデアリマス、少シ繼續年數ヲ長ク致シマシテ囚徒ヲ以テ新築改築ニ從事致スコトニ致シマスルト毎年五箇所若クハ六七箇所クラキノ所ニハ手ガ届イテ往クダラウト思ヒマス、ソレデ漸次監獄新築若クハ改築ノ目的ヲ達スル積リデアリマス、ソレデ三十

萬圓宛デゴザイマスルト二十年クラキデ目的ヲ達セラレマスルカ、三十年掛リマスカ、年數ハ監獄費ガ國庫支辨ニナツタカラト云フテ直グ全國ノ監獄ヲ立派ナ監獄ニスルト云フコトハ勿論出來マセヌケレドモ、之ヲ以テ其目的ヲ達スルコトハ出來ル、デ大藏省ニ於キマシテモ財政ノ都合凡ソ四十萬圓ヲ以テ臨時費ト建築修繕費ニ充ルコトトシ、其中ノ十萬圓ハ今申上ゲマシタ通り小新營費ニ充ル、三十萬圓ハ新築政策ニ充ル、ソレデ監獄費ノ總體ハ凡ソ四百八十萬七千圓ノ見込デゴザイマス、其中デ監獄ノ收入ガ百二十七萬九千圓程ノ積デゴザイマス、差引イテ國庫ヨリ支出ヲ要スル分ガ三百五十二萬五千圓バカリ、此範圍ニ於テ經營致シテ行クコトデアレバ大藏省ニ於テハ財政ノ都合差支ナイ、斯ウ云フコトニナツテ居リマス、當局者ハ此範圍ニ於テ經營ヲヤツテ行ク積リデゴザイマス、但シ先刻申上ゲマシタ通り囚徒ニ大變増減ガゴザイマスカ物價ニ非常ナ昂低ガ起ル時分ニハ經費ノ上ニ多少増減ハ生ジテ來ルノデゴザイマス、新築政策ノ方ハ三十萬圓ヲ以テ漸次目的ヲ達シテ行ク積デゴザイマス、ソレデ監獄費國庫支辨ニナツ

タカラト云ツテ府縣カラ色々望ヲ云ツテ來ルト非常ニ費額ガ上ツテ來ハシナイカト云フ方ノ御懸念ハ無カラウト思ヒマス。尙ホ御質問ガゴザイマスレバ申上ゲマスガ大要是ダケヲ。

○委員長(子爵曾我祐準君) 現在ノ囚徒ノ數、ソレカラ現在ノ府縣デ費シテ居ル所ノ金額等ヲ承リタイ。

○政府委員(大久保利武君) 現在ノ在監人ノ數ハ十月末日ノ統計ニ致シマシテ五萬八千五百三十六人ニナツテ居リマス、ソレカラ現在ノ費用ハ三十二年度ノ各府縣カラノ監獄費ノ豫算ヲ申上ゲマス云フト、監獄費トソレカラ建築修繕費兩方ヲ合シマシテ四百三十三萬七千八百九十四圓九十七錢デゴザイマス。

○政府委員(小松原英太郎君) 場所ノ異動ハ是ハ漸次起ツテ參リマスコトデアリマスガ、是マデハ府縣監獄費ノ支辨ハ各府縣デヤツテ居リマシタカラ府縣限リ囚徒ガ多クテモ少ナクテモ監獄費ヲ支辨シテ參リマシタガ、國庫支辨ニナリマシテハ必ズシモ府縣ノ區域ニ依ルノデゴザイマセヌカラ、便宜監獄ヲ配置スルト言フコトガ出來ルコトニナルノデアリマス、付キマシテハ長期ノ囚徒ハ作業ノ便否等モ考ヘマシテ、ドウ云フ所

ニ一ツ大キナ監獄ヲ造ツテ其處へ集メル、短期ノ囚人ハドウ云フ所ニ集メテ宜シイカ、或ハ是マデモ最モ不完全デゴザイマスノハ女囚監獄デゴザイマス、女囚監獄竝ニ幼年囚ヲ拘禁致シテ居ル監獄等ハ最モ不完全デゴザイマス、是ハ何レモ人數ガ少ナシ十分ニ適當ナ改良ヲ加ヘテ行クコトガ困難デアツタ、是等モ府縣監獄費ガ國庫支辨ニナリマシタ以上、女囚ハ適當ナ場所ニ適當ナ監獄ヲ造ツテ其所ニ集メル、或ハ幼年囚ノ如キモ適當ナ場所へ集メテ、幼年囚ニ對スル相當ノ遇シ方ヲ致シマシテ改悛ヲ圖ラレマス云フヤウナコトハ、便宜將來計畫ヲ致スノデアリマシテ差向キ何處ト云フ見込ハマダ付テ居リマセヌ、ソレカラ改築ヲ要スル監獄ハ隨分多ウゴザイマス、差向キ段改築ヲシナケレバナラヌト云フコトニナツテ居リマスノハ長崎縣、千葉縣、鍛冶橋ノ未決監モ改築ヲセナケレバナラヌ、奈良、三重、熊本、茨城、埼玉、堺、青森、馬關、鹿児島、宮城、岐阜、秋田、福井、山梨、大分、富山、山形、福島斯ウ云フヤウナ所ハ漸次改築ヲシテ行カケレバナラヌ見込ノ場所デアリマス。

○子爵鍋島直彬君 唯今政府委員ヨリ御答辭ニ依ツテ御尋ネシタコトハ

段々分リマシタガ、御答辭中ニ遇囚上ニ改良ヲ要スル點ガ大イニアルト云フコトデゴザイマスガ、遇囚上ニ改良ヲ加フルト云フコトニナリマスト、從來ノ看守トカ押丁トカ何トカト云フ者其他ソレ等ノ者ノ人員デモ増サヌデハナラヌト云フヤウナコトニナリハシマイカ、如何デゴザイマス。

○政府委員(小松原英太郎君) 御答へ致シマス、遇囚上ノ改良ト云フコトハ人員ノ多少ニハ關係致シマセヌ積リデアリマス、詰リ監獄ニ囚人ヲ拘禁致シマシテ、ソレヲ改悛セシメテ再犯ノ起ラナイヤウニ刑罰ノ目的ヲ達スルヤウニ囚人ヲ扱フテ行ク、其扱ヒ方ノ改良デゴザイマス、是ハ治獄ニ關シテ居ル所ノ官吏ヲ養成シテ參リマストカ、或ハ看守ノ如キ者ヲ追々訓練ヲ加ヘテ監獄ノ目的ニ適スルヤウニ扱ヒ方ヲ改正シテ行クト云フヤウナ點デゴザイマス、現今、警察監獄學校ト云フモノヲ設ケマシテ府縣監獄ニ從事致シテ居ルモノナドヲ集メテ教習ヲ致シテ居リマス、夫レ等ノ教習ノ如キモ追々治ク及ブヤウニ致シマシテ、囚人ノ扱ヒ上ニ……主ニ精神的ニ係ル改良ヲ施シテ往キマスコトニナツテ居リマス。

○三好退藏君 內務省ノ府政委員ニ御尋ヲスルノハ適當デアツテ御答ガ出來ヌカモ知レマセヌガ、私ハ一ツ質問ヲ致シタイノハ、此監獄ノ費用ガ國庫支辨ニナリマシタ曉ニハ矢張り內務省デ此監獄ハ御主管ナサルノデアリマスカ、又或ハ司法省ノ主管ニ移サレル御積リデアリマスカ、內務省ノ政府委員デ御答ガ出來マスカ否ヤハ知リマセヌガ、出來マスレバ御答ヲ願ヒマス。

○政府委員(小松原英太郎君) 此御答ハチトムヅカシウゴザイマスガ、併ナガラ必ズシモ內務省デ此監獄ヲ持ツテ往カケレバナラヌト云フコトモ無カラウト思フ、便宜司法省デシタ方ガ都合好イト云フコトナラバ、司法省デ持ツテ行クコトニシテモ少シモ差支ヘナイ、ソレハ能ク研究致シマシタ上デ御答ヲ致シマス。

○三好退藏君 今政府委員ノ御答ノ如クナレバ政府デハマダ主管ノコトニ付テハ少シモ評議ニナツテ居ラヌノデアリマスカ、モウ一ツ……

○政府委員(小松原英太郎君) マダ政府デハ評議ニナツテ居リマセヌ、此事ニ付テハ……

○三好退藏君 然ラバ此獄費國庫支辨ト云フコトハ無論適當ナコトデアツテ我々最モ希望スル所デアリマ

スガ、併ナガラ國庫支辨ニスルコトヲ最モ必要視シ最モ希望スルト云フノハ國庫支辨ニナレバ此監獄ノ統一及改良ト云フコトハ十分ニ出來ラデアラウ、其統一改良ヲ圖ルニハ此理論上、司法部ニ屬スル、即チ司法部ノ主管トシテ事務ヲ整理サレルノガ十分出來ルコトデアラウト思フノデ、此國庫支辨ト云フコトガ最モ急務デアラウト云フ考デアルノデアリマス、此事ガマダ一向政府内デ御評議ニナツテ居ラヌ、分ラヌト云フコトデアラナラバ、私ハ第一ニ其事ヲ一ツ政府デ御極メニナラナケレバ國庫支辨ニ之ヲ移サレル上ニ付テ、餘程關係ガアラウト思フノデアリマス、ソレデ願クバ政府ニ於テ其大體主管ノ事ヲドウナサルカ、一ツ其御趣意ヲ伺ヒタイノデアリマス、先ヅ以テ其事ヲ私ハ御答辭ヲ願ヒタイノデアリマスガ、ドウカ內務省ノ政府委員カラ總理大臣ノ方ニ此質問ヲ御持出シ下サルコトヲ願ヒマス。

○小原重哉君 先刻三好君カラ監獄費國庫支辨ニナル上ハ監獄主管ハ司法省ガ然ルベシト云フ御話ガゴザイマシテ、後ニハ何レ御同意ヲスルトカ意見ヲ述ベルトカ致サナケレバナリマスマイガ、チト早過ギルカモ知レマセヌガ、私ハ監獄ノ歴史ヲ皆サ

ン御承知デモゴザイマセウガ、チヨツト申シマシテ、三好君ニモ御考ヘヲ願ヒタイト欲スルノデゴザイマスガ、監獄ハ御案内ノ通り明治九年ニ刑法官刑部省司法省トシテ明治九年マデ司法部ガ主管デアツタ、勿論國庫支辨ノ時デアツタ、所ガ警察ノ方デ取扱フ刑事被告人ノ費用、其他遞傳ノ費用ナカク、錯雜シテ司法部デハ殆ドアゲネタノデゴザイマス、ソレカラ海外各國ノ例ヲ段々調べテ見ラレタ、所ガドウモ內務ニ屬シテ居ル、英吉利ノ如キハドウ、或ハ司法卿ト云フモノガ特ニ無イ所ハ內務大臣ガ司法ノコトヲ兼務シテ居ルト云フヤウナ譯ノ所モアルシ、何分ニモ司法部デハドウモ不便ダ、ナゼナラト云フニ地方ノ監獄ヲ裁判所ニ管轄サセルト云フコトハドウシテモ出來ナイ、裁判所ニ監獄管轄ノ一ツノ局ヲ造ラネバナラヌ、設ケネバナラヌト云フカラシテ、其不便モアリ又監獄ノコトハドウアツテモ地方官ニ管轄サセナケレバナラヌ、其地方官ヲ司法部ガ指揮スルト云フコトハ隨分廻リ遠イコトデモアリ、事務ノ上ニ百般滯滞ヲ來シタト云フヤウナ譯デアツテ、遂ニ明治九年ダツタと思ヒマスルガ、司法部ノ章程ヲ削ツテ內務省ノ章程中ニ此監獄ノコトヲ管理

スルト云フコトヲ載セラレタコトガアツタト思ヒマシタガ、ソコデ其九年前、內務ノ管轄ニ移ラヌ中ハ司法部デ囚獄司ト云フモノモアリ……刑部省デ囚獄司ト云フモノモアリ、ソレカラ後ハ監獄課ト云フモノガアリ大勢ノ人ガ掛ツテ居ッタノデゴザイマス、デ掛ツタニシテモ專務デ無イ色々ナ人ガ掛ツテ居ル故ニ、中々其事務モ人ハ多ク掛ツテ居ルケレドモ整理シ難イヤウナ有様ヲ來シテ居リマシタ、ソレデアトハ戻リマスガ內務ノ章程ハ監獄管理ノコトヲ加ヘラレタト云フ様ナ譯デアツタ、ソコデ三好君ノ御説モ御尤デゴザイマスルガ、此事務ノ滯滞ダノ圓滑ヲ缺クナドト云フコトヲ再ビ演ジナイヤウニハ、ドウシタラ宜シイカデゴザイマス、私ハ內務司法トチラニ屬シテモ別ニ意見ハゴザイマセヌガ、此事ヲ御話ヲ申シテ三好君ニ御考ヘヲ願ヒタイト考ヘルカラ……

○委員長(子爵曾我祐準君) チヨツト私ハ小松原サンニ伺ヒ置キマスガ此間此案ノ出マシタ時分ニ再犯防遏ノ目的ヲ達セムト欲スル上ニ付テモ

急務デアルト云フコトハ、是ハドウ云フ意味ノコトデアリマスカ、簡單デ宜シウゴザイマスガ、府縣デ持ツテ居レバ再犯防遏ノ途ガ乏シイ、國庫デモツテ一手デヤレバ再犯防遏ヲスルコトガ出來ル、斯ウ云フヤウナ意味ニ伺ヒマシタガ、チヨツト極ク御趣意ダケデ宜シウゴザイマスカラ御説明ヲ願ヒマス。

○政府委員(小松原英太郎君) 御答致シマス、ソレハ矢張り監獄ノ扱ヒ方、監獄ノ獄舎ノ構造ニモ因ルノデゴザイマスガ、今日ノ所デハ獄舎ハ甚ダ不十分デ再犯三犯四犯五犯ノ者モ初犯ト一緒ニ居ルト云フヤウナ譯デゴザイマス、是ハ漸次ドウシテモ獄舎ノ改良ノ目的ヲ達シテ一方ニハ先刻申上ゲマシタ通り警察監獄學校等デ監獄ニ關スル官吏ヲ養成致シマシテ囚徒ノ扱ヒ上、再犯ノ防遏ノ目的ヲ達スルコトニシタイト云フノデ主ナ關係ハ獄舎ノ改良ナドニアルノデゴザイマス。

質疑は慎重に尙も續けられるのであつた。

☆ 頑張れ!! 敵も必死だ
☆ 撃てし止まむ

清浦伯と行刑

(下)

大石武

(一) 刑務官の養成といふことと共に、伯が當時最も深い關心を寄せてゐられたのは、監獄費國庫支辨の問題である。大正十年の春であつたが、記者は刑務協会の命を帯んで伯を熱海の露木旅館に訪問し、行刑回顧談を伺つたことがあるが、その折も特にこの問題を強調されてゐたやうに記憶してゐる。まことに行刑に關する限りでいへば、監獄官養成問題と、この國庫支辨の問題とは伯の御自慢のもの一つであるやうに見受けられる。又たしかに御自慢のものであつてもいふのである。それ程に、今日の行刑の進歩發達は、伯に負ふところが多いためである。それにも拘らずひとしく伯を助産婦として産褥につきながら、前者が比較的安産をし、しかも相當の効果を挙げ得たのに對し、後者はその後、随分と難産に難産を重ね約十ヶ年近くといふもの、ついで陽の目を仰ぐ機會がなかつたのである。

費國庫支辨案が、その最初の一投石としてこの年の議會に提出されたことが他の一つであつた。(尤も、同案が最初に議會に提出されたのは第一議會であつたか、第二議會であつたか、その邊一寸ハッキリしないのであるが、しばらく伯の「行刑回顧談」の記事に従つて、第一議會として置く)勿論これが立案者乃至采配振りには外ならぬ伯であつたが、しかしこれは當時内務省で巾を利かしてゐた白根專一氏などの後押しもあつて、伯としても竊かに期待をかけてゐたものらしい。だが切角の同案も肝腎の議會がこれを葬つてしまつた。一當時の議會は明治二十三年のいはゆる初期の議會で、例の地租輕減論といふのがなか／＼八ヶ間しい問題でした。當時三左衛門と呼ばれて、何左衛門／＼と左衛門といふ名のつく三名の議員が音頭取りとなり、盛んに地租輕減論を主張しまして、政府が監獄費支辨案を提出するや議會は直にこれを葬つてしまふ形勢だつたのでありませう。伯の後年の述懐である。當時政府は、政費の節減に因り、明治二十四年度に約六百五十萬圓の剩餘金を生み出すことになつてゐたが、この剩餘金を以て地方税の肩替りをして、當時

地方税の負擔となつてゐた府縣監獄費及び、府縣監獄建築修繕費の財源に充當せしめようといふのが政府の提案理由で、これに對し三左衛門一派の議會は、これを地租輕減の方に振り向けようといふ議論であつた。議會での伯の答辯振りは、例の音吐朗々で頗る鮮かなものだつたらしいのであるが、しかし敗れて見れば致し方もない。勿論年壯氣銳の伯の闘志が、第一回の失敗位にへこたれてゐる筈はない。明治二十四年春、伯は警保局長の後任を小松原英太郎氏に托し、貴族院の一議員として單身歐洲視察の途に上つたのであつたが、出發に際し伯は「節約したる政費を以て府縣監獄の費用を國庫支辨の舊に復すべき意見」なる一篇の意見書を、左の書翰と共に、大日本監獄協會並に貴衆兩院議員その他朝野の有識者に配付し、竊に捲土重來を期してゐられたのであつた。

拜啓 愈々御清福敬賀々々、陳ば左の一篇は余が獄務上所見の概要なりとす。就ては本年の帝國議會に於て此の意見を提出せんとするの所存に有之候處、今回歐洲漫遊の途に就き到底本年の議會に列するを得ざれば今茲に之を貴會に投じて博く江湖の

公評を請はんとす。幸に紙上餘白を吝まるゝなくんば幸甚。尙此の件に關して、歐洲漫遊中見聞上參考となるべき事柄は時々之を貴會に寄贈することあるべければ、是亦登載あらんことを希望す。勿々敬具

(二)

伯の意見書といふのは相當長文のものであるが、その趣旨は大體次ぎの如きものである。

剩餘金六百五十萬圓を、地租輕減に振り向けたところで大したことはない。むしろこれは府縣監獄費及び府縣監獄建築修繕費の財源とするの妥當なるに如かない。今府縣監獄費及同建築修繕費は地方税の負擔となつてゐるが、そのために行刑の進歩が著しく阻害されてゐる事實は何としても否めない。元來監獄の費用の如きは、當然これを國庫の支辨に歸屬せしむるのがその性質上、本筋である。

(一) 監獄は國法を犯したるものに對して刑罰を執行する場所である。だからこれに要する經費も、國法執行に關する經費即ち裁判所の經費など同一途に出づべきが理の當然であ

る。現に集治監に關する經費は全部これを國庫から支辨してゐる。否、府縣監獄に關する經費とても、明治十三年までは事實國庫で負擔してゐたのである。それが地方税の支辨に移されたのは、西南戰爭の結果、國庫の支出を減じ、紙幣銷却の元資を増加するの必要に迫られたからのこと、言はゞそれは、會計整理上の一時的便法に過ぎない。出来るだけ早き機會にこれを還元せしむるのが至當のことであらう。

(二) 監獄費が地方税により賄はれてゐる限り、在監人の處遇上に動もすれば不公平を生ずるを免れない。すでに各府縣で所要經費の割合が區々である以上、勢ひさうした結果を招來せざるを得まい。

(三) 地方税支辨はひとり監人の處遇上に、不公平を招來するのみならず、或る地方には、他の地方に比し特に過分の監獄費を負擔せしむる結果となつて、その點にも不公平を免れない。

(四) 冗費節減、繁文省略の趣旨に反する。

(五) 地方税を以て監獄の改善を圖らんとするは、恰もフランスの轍を踏

むもので、不可能事に屬する。宜しく英國の例に倣ふべきである。

伯の試みたその一投石は、當時漸く世論を喚起するに至つたらしく、明治二十四年九月二十四日附の「讀賣新聞」は、

二十五年以後の剩餘金を監獄費に利用し、地方税の負擔を輕減せしむべしとは、前警保局長清浦奎吾貴族院議員が海外に赴かんとするに臨み置き土産とせし議論なるが、右は遂に内閣の容るゝ所となり、上下兩院中にも有力なる賛成者を得し姿にて、今年の豫算問題に吏黨の勝とならば、清浦氏は缺席のまま、全勝を占むるに至る次第なり。

といつた記事を掲げてゐる。因にこの記事で見ると、同案は明治二十四年の第二議會に初めて提案されたらしくもあるが、その邊どんなものか。しばらく疑問としておく。かくて同案はその後始んど毎年の議會に提案し續けられたのであつたが、その運命はいつも暗かつた。先づ伯の外遊中に開會された第二議會は、同案を委員會で否決してしまつたし、翌二十五年の第三議會では衆議院がその通過を阻んだ。次で同年末の第四議會でも否決の憂目を見た

し、更に二十六年の第五議會に於ては衆議院の解散のため、同案は流産した。翌二十七年の第六議會も又、同案を見殺しにしたのであつた。かやうに十歩九折の運命に弄ばされてはゐたがしかしながら伯の意見は、やがて實を結んだ。明治三十二年末に開かれた第十四議會は、實に滿場一致を以て、同案を可決確定させたのであつた。當時伯は、第二次山縣内閣の閣僚として司法大臣の職に在られたのであるが、多年の懸案が解決されたのを見て、恐らく會心の笑を禁じ得られなかつたことであらうと思ふ。

(三) さて次には伯の歐洲視察であるが、伯の歐洲視察は、第一が警察制度、第二が監獄制度、第三が自治制度といふこの三項目の調査研究がその主たる目的であつたらしい。警察、自治のことはしばらく措き、監獄制度についていへば、伯は先づ當時同制度の完備を稱されてゐたベルギーを訪れ、ブラッセルに根城を構へて、ルバン、ガンなどの監獄を約二週間、仔細に視察されたものである。中でも精神病の囚人を入れる監獄の如きはまことに行き届いた

もので、例へば囚人の氣を落ちつかせるために、窓に青ガラスをはめ込んである。光線が青ガラスを透して来て、室内が青色に包まれるので、囚人の氣が落ちつくといふわけです。又精神病者のことであるから、發作的に自分の頭を柱にぶつゝけて、爲めに傷いたり死んだりするやうなことがあるので、それを防ぐために、頭の屈く程度の壁には一面に海綿のやうなものを貼りつけておくといつたやうなこともやつてみました。伯は、なかく用意周到なものだと感心して見て来た次第であります。伯は、當時の印象をそんな風にも語つてゐられる。伯が外遊中特に目指した國はドイツだつたらしいのであるが、伯は同國で、かつて日本に招聘されて警察官練習所で講義をしてゐた例のハフトマン・ヘーン氏に案内されて、調査研究上何かと便宜を得られたし、又同地の司法省に有名なクロネー氏をしぼく訪問して、監獄の設備及び運用等につき、大に學ぶところがあつたらしいのである。かくて伯は、約一ヶ年間に亘る歐洲視察の旅を終へて明治二十五年三月無事歸朝されたのであるが、當時の「警察監獄雜誌」は、多分主幹小河滋次郎の筆であらう。伯に對するその「歡迎の辭」に於いて次

ぎのやうなことを述べてゐる。「……曩に閣下を新橋停車場に歡迎したるの時、其の眉宇の飛動せる間に於て既に予輩が斯道のために閣下に注文したる、幾多の土産物をもたらしめて歸られたることを確認せり。職に警察、監獄に従事する所の者、宜しく予輩と共に大に其の意を強ふする所あつて可なり。今や閣下は直接を斯の事務を統督するの局に當らるゝの身に非ずと雖も、然かも閣下と斯道との關係は敢て前日と異なる所あらざるなり。たゞに異なる所あらざるのみならず、歐洲巡遊の一事は此の關係をして益々其の密接なるを致し、到底復た絶たんと欲して絶つこと能はざるの業縁（閣下の鵬志より之を言へば）を固結せしむるに至れり。警察監獄殊に監獄の前途是れより將に多事ならんとす。願はくば其養成し得られたる新勢力を以て大に世人の迷夢を喝破せよ……」この言葉を、長者に對する只の辭令と見るのは當らない。恐らく小河氏としては、これによつて、滿腔の傀儡を吐露したものであらう。苟も行刑を挾んでの清浦伯と小河氏との關係並に行刑そのものに對する兩者の熱意、理解等を知るものにとつては、右の言葉と

雖も尙ほ且つ盡さざるところあるを思はざるを得ないだらう。果然、歸朝後の伯は、苟も機會の與へらるる限り、直に出席して、一年間に仕込んで來られた新智識を提げて、我が國監獄制度の刷新改善を提唱力説さるゝことに於て餘力を剩されなかつたのである。中でも伯が、歸朝の翌月即ち明治二十五年四月十六日に、大學講義室に於て試みた講演は特に出色のもので、「予は監獄改良を唱ふる一人なり」といふ呼びかけで始まり、犯罪は一種の傳染病であり又一種の遺傳病であるにも拘らず、却つてこれが蔓延を資くるが如き觀ある現在の監獄は、「恰も國庫金及び地方費を以て設置したる惡業者養成所なりといふも強ち誣言には非ざるべし」と喝破して、その刷新改善の急を叫び、更に幼年監の設置、分房制の確立等から、延いて免囚保護の點にまで論及してゐられる。そして、監獄制度の刷新改善を圖るがためには、監獄費を國庫支辨に移すのが最善の方法であることを強調し、最後に「然るに昨年の通常議會に於て、此の道理あり、便益ある監獄費國庫支辨案を一抹に廢棄したるは痛惜すべきなり」と斷じて文字

通り「痛惜」してゐられる。勿論伯のこの主張には、前にも述べたやうに、將來の治外法權撤廢に備へんとする伯の意圖がその背景をなしてゐたことはこゝに改めて言ふまでもなからう。

(四)

監獄費國庫支辨問題と相關聯し、監獄改善の必須條件として、警保局長時代の伯の頭裡に描かれたもう一つのことは監獄行政の司法省移管問題であつた。伯は警保局長時代に、監獄費國庫支辨問題と同時に、この問題をも解決するつもりでゐられたらしいのであるが、その後伯は警保局長の職を辭して外遊せらるゝことゝなつたので、従つてこの問題は未着手のまゝ、一時中絶の姿となつてゐた。歸朝後伯は間もなく山縣司法大臣の下に司法次官となられたので、その際も同問題の解決に對し種々盡力されることゝあつたが、未だ實現の運びに至らなかつた。やがて伯は松方内閣及び山縣内閣に、何れも司法大臣として入閣された。絶好の機會である。伯はいろく奔走、劃策さるゝところがあつた。その結果であらう、當時小河滋次郎氏等から、内務省主務省説が唱へられてゐたにも拘ら

ず、監獄費國庫支辨實施を眼前に控へた明治三十二年四月監獄行政は擧げこれを司法大臣の監督下に置き、同年七月からこれを實施すべき旨の勅令が公布されたのである。それにも拘らずいかなる仔細か府縣監獄行政は、その後三年間といふものは、舊態依然内務省所管時代と少しも異なることなき状態に殘されてゐたのであつた。事實完全に監獄行政が司法省の所管に歸し、文字通り監獄の綜合統一が實現したのは、明治三十六年三月公布の監獄官制に依つてであつた。恰もそれは伯が桂内閣に三度目の司法大臣として、行刑のことを管掌してゐられた時であるから、こゝにも伯と行刑との宿縁の深さを見ることが出來ようといふものである。

されたことは、まことに刑事上の美事である。その點われわれは清浦司法大臣の御働きに對し深く感謝の意を表する次第である」とと、伯に對して讚辭を容れなかつたのである。私は後で花井君に向つて、どうも君のやうな惡口家にあのやうな頌德表をいたゞくといふことは、勳章を買つたよりも光榮に存する次第だ、と冗談をいつて、互に大笑ひしたことがありました」と伯はその「行刑回顧録」で述べてゐられるが、伯としても多年の宿願が叶つて無満足されたことであらうと思ふ。

(五)

かやうにして、私共は、明治中期に於ける我が國行刑の發達、若くはその發達を促進すべき精神上又は行政上の動因——監獄官の養成問題といひ、監獄費國庫支辨問題といひ、更に又監獄行政の綜合統一問題といひ——の殆んどすべてが、伯の創意により、若くは伯の指導によつて作られ且つ爲し遂げられたのであるといふことを知るのである。そして明治中期に於けるこの行刑の發達か、今日の立派な行刑を築き上げる土臺となつてゐるのである。勿論その間、黙々として我が國行刑の進歩發達に對し、終始貴重な努力を捧げ

て來た數多くの、實に數多くの人だちの獻身的功勞を忘れてはならない。だがそれにも拘らず行刑に對する伯の貢獻と功績とは、今日燦として輝いてゐる。明治以來、我が國は幾多有名な若くは偉大な政治家を輩出してはゐるが、行刑に對する熱意と、その功績といふ點から見れば、伯と比肩すべき人を果して他に求め得られるであらうか。斷然求め得られないのである。まことに伯こそは、我が國行刑の大恩人として、行刑史上に長くその名を留めらるべき第一人者であつたのである。

をります」といふ言葉がある。牢乎不動の伯の決意を知るべきである。その後、伯はこの言葉を決して裏切ることなく、朝に在ると野に在るとを問はず監獄協會の會頭として、最も熱心に且つ忠實にその責任を果されたのであつた。當時の人物月且家鳥谷部春汀氏が伯を稱して

(前略) 彼れ前年歐洲を巡廻するや、特に獄制の調査に注意し、獨逸、白耳義の監獄を觀察して大に得る所あり、歸朝以後、司法當局者として之れを帝國の獄制に施し以て其の改良の實效を擧げたるもの少からず。

……元來司法行政は他の行政作用の如く人の耳目を聳動するの場合少きを以て、其の施設する所多くは埋没して顯はれざるのみ(下略)

といつてゐるのも亦宜なるかなである。が、しかしながら行刑のことだとして、埋没して顯はれないのではない。只華やかさがないだけのことである。そして華やかさのないところに人知れず力瘤を入れられたといふ點に於て、偶々伯の人と爲りを見るべきではあるまいか。

明治三十三年三月「大日本監獄協會」が「監獄協會」として脱皮更生した際、清浦伯は、當時の司法大臣として同協會の會頭に推戴された。その際伯は、波多野司法次官以下各司法省首腦者並に各典獄、分監長等を法相官邸に招待して、一場の就任挨拶を試みられたのであつたが、その挨拶の中に「私も從來監獄には淺からぬ因縁を有し、又諸君としても單なる形式のお世辭を以て私を推擧されたものとは考へられませぬので、進んで會頭の役をお受けいたしました。従つて今後徒に協會の看板となるが如きことは斷じて私の本意とする所ではありませぬ。不肖ながら、苟も會頭の役をお引受けした以上、名實共にその責にあたる覺悟で

伯は又、行刑以外、免囚保護その他についても種々盡力された。しかしこれは紙面が許さぬから、後日の機會に譲ることとする。

—(終)—

莊子物語

齊物論

(二)

聰 八 郎

喜怒、哀樂、慮嘆、
變態、姚佚、啓態、
樂出虛、
蒸成菌。
日夜相代乎前、而莫知其所
所崩。
已乎。已乎。
且暮得此其所由以生乎。
非彼無我。非我無所取。是
亦近矣。
而不知其所爲使。
若有眞宰、而特不得其朕。
可行已信、而不見其形。
有情而無形。
百骸、九竅、六臟、眩而存焉。
吾誰與爲親。

さはれ人の世に、生をうけたるもの
のはかなさ、いふばかりなし。
われからを、わが身に纏きつくる糸の
はてしなれば、
あはれ身は知らぬ間に、沸えたつ湯玉
に投げ込まれる。
まことや靈の藪のそれにも似たるか
な。
愚かなるものゝ爲すわざの、
時には喜び、
時には怒り、
樂しぶかと思へば、
忽ちうれへて、心安からず。
物に感じてあるひは歎き、
あるひは泣き、又は哀しみ、
雨節の響く、時なきが如し。
徒らに身をかざり、俗に流れて埒もな
く、
又は心にさとり開けたるが如く、態度
さだまるものあるがごとくみえても、
それはたゞ、恰も樂の音の虚より出で

て、忽ち鳴り、忽ち止むでまた虚にか
へるがごとく、積れる塵埃の蒸して熱
を呼べるなかに、朝夕に菌の群つて
生滅するが如し。
夜となく晝となく、一切のものみな
は、眼前に相交代して、息むことなく、
我も亦是人の如き存在であるのだ。
而して其の由つて崩す所を知ること
出来ない。
已ぬるかな。已ぬるかな。
尙ほ且つ且暮にあくせくとして、その
由つて生じ来る所以を知らうとして
ゐる。あはれさ。
而してそのもの、にあらざれば我なく、
我に非ざれば、又彼れそのものを把握
することは出来ぬ。
深遠だといふが、これまた近いわけ
である。而もそれをしてかくならしむ
るそのものは一體誰であるのか。
知ることは出来ぬ!!
まことに不可思議なことである。
誰か天地一切を支配する眞の主宰者が
あるかのやうにも考へられるが、
特にそのやうの氣ぶりや、朕かたすら
把握へることは出来ぬ。

だが天地一切のものみなは、移り變つ
て行りゆくことは、齒ぐるまの相噛む
が如く、寸毫のゆるみがない。
而もそれを斯くなさしむるものゝ形は
見ることが出来ぬ。
ものみなは流轉して止むことなき事實
は、嚴かに眼の前に存しながら、
それをあやつる何ものゝ形をもみうる
ことが出来ぬ。
かりにわが身についてみるに、
四肢百骸、
上に眼耳鼻口の七つの竅あつて、外界
のあらゆるものを攝取れ、
下に二つの竅あつて不淨をもらす。
内に五臟六腑あり、よくすべてを眩ね
て一身五體は出来あがつてゐる。
借りに問ふ、そも／＼其の中で何れの
部分を最も吾は親しいとし、これを愛
するであらうか。
凡てを同等に親うし、これを愛し、こ
れを説ふか。
其れまた何れの部分かに私するところ
あるか。或はそれらのものが、相互ひ
こ臣となり、妾となりて夫々相事ふる

汝皆説之乎。
其有私焉。
如是皆有爲臣妾乎。
其臣妾不足相治乎。
其遞相爲君臣乎。
其有眞君存乎。
如求得其情與不得無益
損乎其眞。
一受其成形、不亡以待盡。
與物相刃、相靡、其行盡如
馳、而莫之能止。
不亦悲乎。
終身役々而不見其成功。
爾然、疲役而不知其所歸。
可不哀邪。
人謂之不死、奚益。
其形化、其心與之然。
可不謂大哀乎。
人之生也、固若是芒乎。
其我獨芒、而人亦有不芒
者乎。

ことがあるか。
頭背がかゆいからとて、手で頭をかけ
ば、手は頭のために使はれることにな
る。
美しい花があるそれを取らうとて、近
よれば足は手や眼のために走せ使はれ
ることになる。
口腹のために心が追ひ使はれ、
心の迷ひのために身が走せ使はれる。
手足耳目鼻口、心身互ひに主となり、
臣となり、妾となる。
かくの如く觀じ来れば、
或は主となり、或は伴となり、
主伴互ひに相具して、圓かにして究ま
ることがない。
さはいふものゝ、斯のやうな圓融無
礙、遞ひに主となり、伴とならしむる
には、それを主宰する眞の君とであ
り、主とするものがあるのか。ないの
か。
そのやうな宇宙を圓かに主宰する眞の
君が有ると求め得てみて、そのやう
な眞の君を求め得ないでもその眞の實
際の情には、一毫をも益しはせず微塵
だも損しはしない。
我れ一たびこの世に形をうけてから、

われとわが力で、この心身を亡ぼすこ
とも出来ず、空しく盡くるを待つ。
その流轉するや、我れ獨り流轉するの
ではなく、
物と物と互ひに相刃ひ、又ひながら相
共に靡らされ、
この一生を行き盡すことや、まるで馳
するやうである。
誰として、何物としてこれをよく止め
得るものはない。
嗚呼また悲しいではないか。
悲しいといつてもいひきれぬ。
身を終るまで、一生役々として而も成
功といふものを見ることがない。
よしや生活に高低盛衰はあり得ても、
とゞつまりは、何一つとゞめうるこ
となくして棺を蓋ふにいたる。
夏草の生ひ茂れる中にさまよひるがこ
とく、疲役つれども、その歸つて息ん
ずるところを知ることがない。
どうして哀まないであらうぞ。
人これを云つて死ぬのではないと云つ
てみたところで、奚の益かあらうぞ。
この身化すれば、その心も共に煙のこ
とく亡びるのだ。
心に思うても思ひ得ず、口に云つても

いゝきれぬ。
これを大哀と謂はないであらう
か。
人の生や、もとよりかくのごとく漚て
しなきまじきものか。
はたまた我獨りかくはまじくして、
他の人にはまじいことが無いのか知ら。
變はうつりかはること
愁は、物の動せぬかたちにいふ。
懼と同音訓でをそるゝ意味もある
が、今は前者。
啓は天賦のまことがすく／＼とひら
けて、物みるまなごがひらけたこ
と。態はなりふりをつくりかざるこ
と。姚はかたちをくづして情をむか
へること。
佚はうつちやりばなしのこと。
情といふ字は實際のすがたをいふ。
人間の心用きを區別して智情意の三
つとしての情などいふ定義にはあ
てはまらぬ字である。だからこゝろ
ともいつて生きてゐるものこれを有
情といひ、石のやうなものを假りに
非情といつてゐる。
九竅、人間の頸から上に眼鼻などの
七つ竅があり、下の方に不淨をもら
す二つの竅がある。



刑政俳壇
 當季隨意
 白田亞浪選

童らのトーチカ遊び雪きよし
 勝ち抜かん誓ひ新らたに初日射す
 初雪に高千穂の峯秀でけり
 勝ちぬかん心に寒の月殿し
 轉任の命うけし冬夜月明かし
 農魂や大き且を氏神に
 月落ちゆき起床號令の息白し
 飛機のうなりきつ接木一心なり
 温突の隅に置かれぬもやし響
 凍てつくす野にして麥の色見する
 寒風や水罫に落ちし壁を張る
 舞ふ巫女の足袋の眞白に月昇る
 雪香の輕きに雪を蹴り出づる
 ときの聲ふとわく雪の原近み
 御堂がらんと念佛の聲凍る
 一灣を抱く港山初日さす
 機影追ふ目にふと見たり晝の月
 大且こよなく晴れて鴟くせる

横濱先崎寧芳
 前橋村田耕春
 鹿兒島ちぐさ
 西巢鴨小林翠月
 三重兼平陽村
 前橋小林彦永
 弘前いさみ
 金泉後藤虚斗
 同 貴家残月
 小田原内田露寶
 廣島不笑
 富山あきを
 同 折越人
 松江川津草後
 久留米木屋實道
 臺灣吉澤一良
 滋賀木村霞峰
 奈良莞人



刑政歌壇
 當季雜詠
 白井大翼選

野營終へ顔よせ來る馬の目に鈴鹿の嶺の白くうつれる
 一 札刑 遠藤光雄
 彈丸の唸り身近にしばし地に伏して戰車の位置を響に確かむ
 二 同
 經ヶ峰の峰に照る雪しろじろと日の暮るゝまで光りけるかも
 三 三重刑 勝島精一
 銀色の機體に映ゆる冬の日の穉かに見えて行き澄む飛行機
 浦上 三浦子路
 野のなかをひかれてかへる牛の背に冬木が落す影の寂けさ
 同
 よそごとに聞き馴らしたる簡素化はかくも身近かなことにありしか
 福岡 阿麻最上
 英靈を迎へまつれる高松の朝の波止場は静もりにけり
 三 次 さらく
 陽の光届かぬ庭の片隅はまだうすらひも霜も残れり
 同

時雨や一鳥の聲峽に消ゆ
 銀鏝に若人きそふいさぎよし
 大きな空飛機遠く去り風うなる
 春聯に野の電線のうなりきく
 科學する心に花菜つみとりぬ
 相對す輕機枯野に火を吐けり
 群鴉や城址の畑の霜けぶり
 爆音の木魂きびしき山冬木
 兒はひたに敵國降伏と書き初めす
 日射し來し川面水尾ひき鴨のゆく
 わが嘘四壁に響く冷え來り
 飯を打つ音の夜すがら牙え返る
 大寒のきびしき鐵の柄につたふ
 船團の征旗まばゆく多日繰
 白塔の風鐸さやに多耕裡
 ごうくとストープ唸りペン走る
 銀翼や多日を浴びてさかりゆく
 霧氷咲き日曜の一天晴れたり
 買物籠提げて四温の入込みに
 雪明り繰引くをみな喘ぎつゝ
 鐵柱の雪にかげして月牙ゆる
 風の子に鳴きつれ來しよ河原鴨
 枯木空雨を忘れし雲の牙え
 夜業の燈師走八日の朝となりぬ
 年の夜の囚屋の時計鳴り終る
 短日を國亡き民のさまよへり
 月牙えて一片の雪頬に感ず
 風呂吹きに曇る玻璃戸と見て食すも

新義州 小坂橋岳堂
 小菅 神宮櫻草子
 金泉 後藤虚斗
 名古屋 設樂銀月
 松江 川津天水
 廣島 溝田南歩
 千葉 久保虹松
 名古屋 中澤双葉
 小田原 内田露寶
 函館 船山船風
 京都 白柏大虚
 長崎 龍田杏村
 同
 久留米 木屋枯路
 同
 新義州 青村
 同
 富山 日出春
 同
 府中 井上しのぶ
 同
 横濱 先崎寧芳
 同
 長崎 松尾映山
 札幌 遠藤光雄
 松本市 川紅東

凍空截り翔び行く翼下山麓の荒きに積みし雪白々と見ゆ
 長 控 龍田杏村
 ほの暗き參道行けば静もれる樹々の梢に鳥の聲洩る
 三 次 さらく
 木の葉散る廳舎の庭に佇めば北漢山に手旗振る見ゆ
 京城 川裾 靜波
 異状なしと宿直日誌書き終へて朝あけすがしく巡回に出づ
 三重 兼平 義郎
 正月も間近になりて地下室に囚等聲あげ餅を搗くなり
 千葉 北海山人
 征きし子の寒地にありて戰ふを母はのらして夜なべ休まず
 札刑 遠藤光雄
 もみすりの音もきこえておだやかに山田のさとに年あけにけり
 札 梶 來生 忠次
 戸をくればあかつき空にまなかいの新雪比熊山は白く晴たり
 三 次 志げ まさ
 百尺の井の眞底のま洞より星仰ぎ見て心つゝまし
 横濱 先崎寧芳
 さやかに松の香りのたゞよひて初春は來ぬ戰下靜かに
 横濱 森愛子
 捷知らず戰信讀みて我が身ぬちたぎたちける朝な朝なに
 三 次 志げ まさ
 淋しさにたへてあふげば多風げる垣根に白き山茶花のはな
 三 次 さらく
 初冬の内海をゆく汽船のあと二すじ白く水脈をひきつゝ
 三 次 さらく
 みいくさの武夫思へば酷寒の紙すき業を苦とも思はず
 鳥取 坂田光壽
 今日の日を如何に待ちけむ縁ぎゆく愛しき姪の晴姿かな
 三 次 さらく

の意味が碁打ちに通じないことになつて至極残念である。といふのはこのまゝだと秀榮は二度名人になつたことになり、名人とは九段を指して稱する故に九段が後に九段になつたんでは肝心の二段の進境が出て来ない。筆者はこの所を「本因坊秀榮は十七世と十九世と二度本因坊を襲ふた人だが、前の時はたしか六段か七段だつた、それが二度目の時には立派な名人九段の域に達してゐる」と書いた筈である、巷間碁の強い者を本因坊と呼び、碁の名人だといふ。だから本因坊でも名人でも同じ事ぢやないかといふのはちと亂暴である。本因坊とは圍碁家元の四家即ち本因坊、井上、安井、林家のその本因坊のことだし、名人とは碁の技量九段に奉る尊稱だ。序ながら八段は準名人七段を上手（じようづ）と稱せられる。そして碁の段は累進處遇令の階級とちがつて昇る一方で降段の掟がないから、一たん名人になれば終世之を保持する建前で、優勝カッブみたいに幾度も戴く譯に參らぬ。

然しこの間違ひは根據かないでもない。次に參考迄に圍碁四家の系圖を掲げて置くが、御覽の通りに斯界の最高峰名人の榮位に昇り得た人は徳川三百年この方々十指を屈するのみ。而も其の中七人までが本因坊家の者で占めてゐる。世間が本因坊といへば碁が一番強くて名人のことだと思ひ込むのも強ち無理もないといふものである。因に以上は本因坊秀哉迄に關する史實について述べたもので現在の本因坊争奪戦の本因坊については話が別だが、このことは又の機會に譲らう。

十四世 (準名人)	秀和	一世 (準名人)	門入齊
十五世 (六段)	秀悦	二世 (六段)	門入
十六世 (四段)	秀元	三世 (五段)	門入
十七世 (上手)	秀甫	四世 (準名人)	同
十八世 (準名人)	秀榮	五世 (準名人)	同
十九世 (名人)	秀元	六世 (上手)	同
二十世 (四段)	秀哉	七世 (準名人)	同
二十一世 (名人)	秀碩	八世 (準名人)	同
二世 (上手)	因碩	九世 (上手)	同
三世 (上手)	同	十世 (上手)	同
四世 (名人)	同	十一世 (準名人)	同
五世 (準名人)	同	十二世 (六段)	同
六世 (準名人)	同	十三世 (上手)	同
七世 (上手)	同	十四世 (準名人)	同
八世 (上手)	同	十五世 (六段)	同
九世 (上手)	同	十六世 (六段)	同
十世 (上手)	同	安井家	
十一世 (準名人)	同	同 (現存)	
十二世 (上手)	同		
十三世 (上手)	同		
十四世 (準名人)	同		
十五世 (六段)	同		
十六世 (六段)	同		
十七世 (上手)	同		
十八世 (上手)	同		
十九世 (上手)	同		
二十世 (上手)	同		
二十一世 (上手)	同		
二世 (上手)	同		
三世 (上手)	同		
四世 (準名人)	同		
五世 (準名人)	同		
六世 (準名人)	同		
七世 (上手)	同		
八世 (上手)	同		
九世 (上手)	同		
十世 (上手)	同		
十一世 (準名人)	同		
十二世 (上手)	同		
十三世 (五段)	同		

大東亞之道光

溫故知新

佐伯復堂

他人心あり予之を付度す

「他人、心あり予之を付度す」とは孟子に引用せられた有名な詩經の教言だ。人は皆それぞれ心を持つ。その人と相接する自己は、どう心得るが肝要かといふに、その人のその時の心持を付度して相對することが必要だ。かういふ聖訓である。付度とは、尺度で物を量るやう、長短正邪をはかることである。同情（忠恕）とは似て非なるものである。父親でも、目上でも、その顔色を見、早くもその心持を覺るといふことは、極めてむづかしいことであるが、その心得がなくてはならぬ。相手の心持を眼中に置かずして、單に我が意見を述べることは、如何に有理であるにしても決してよろしいことではなく、又無駄なことである。韓非子（説難第十）に「凡そ説（ときす）むるの難きは、吾が知の以て之に説するの

難きに非ざるなり。又吾が辯の能く吾が意を明かにするの難きに非ざるなり、又吾が敢て横失して能く盡すの難きに非ざるなり。凡そ説の難きは説する所の心を知つて吾が説を以て之に當るべきを知るにあり」といつて、他人に物事を説きつけるには、先づ相手の心は那邊にあるかを知ることがむづかしいので、説きつける理智のむづかしいのでないのである。相手は甲のこと考へてみるときの乙のことを考へても耳に入らず相手が乙のことを考へてゐるとき甲のことをいつても心に留めぬのである。心こゝにあらざれば見て見えず聞いて聞こえず、食うてその味を知らずである。之に反してその相手の意中を付度して説きつけると忽地納得する。こゝは人々と交際するコツである。このコツは學問では會得されないもので、全く體験の結果であらねばならぬ。何といはうか、酸いも辛いも嘗め盡したものでないと出来ないことである。この種の辛酸を嘗めて自然に身に得る道徳を「德慧術智」（孟子盡心章句上）と名づくべきである。かくの如き德の慧、道（術）の知は、「恒に疾疾に存す」（孟子盡心章句上）といつて、幾災患を経なければ臆ぢ得られな

い賜物である。机の上やブックの上では幾ら勉強しても求め得られないものである。しかしながら人間には二種類ありて、災患を経る毎に、ひがみ、ひねくれ、いぢけ、わるづれして、益々不良化するものもある。かやうな者は物事を邪推、揣摩、臆測し、悪意に萬事解釋するやうに傾くものである。諺に「艱難爾を玉にす」といふことをいふが、それは光明面に向ふ人のことである。暗黒面に向ふ人は艱難爾を瓦にすともいへる。こゝに人間は氣をつけねばならぬのである。災患に逢着したとき深く反省を起してくらい心を起してはならぬのである。そして德慧術智を養成するやうにすれば、おのづから人を見る眼が具はり、過りなく人の心を見定め行くやうになる。人を見そこなふといふのは、吾が心に濁る所があるからである。濁つて透きとほらぬ暗さがあるからである。聖教（論語爲政第二）に「その所以を視、その所由を觀、その所安を察れば人いづくんぞ虚さんや、人いづくんぞ虚さんや」とあるのも、人を見る見方を示されたものである。

はたらきといふよりも魂のはたらきである。人の終局のたよりは魂であつて、魂は萬古新たなるものである。實際の活きた世は、なか／＼智巧で考へ盡すわけには行かない。蟻螂は蟬を狙ふ、慮外、後に雀は蟻螂を狙ふ。慮外、後に獵師は雀を狙ふ。慮外、後に盜賊は獵師を狙ふ。慮外、後に警吏は盜賊を狙ふ。かくの如く世の中は、機裡に機を藏し變外に變を生ず」（菜根譚前集）で、天地間は總て慮外の事が多い。従つて自己の微々たる智巧を恃みとして數量的に定むることは寧ろ危険である。宜しく自然に天より與へられたる德慧（術智）の暗示によりて他人の心事を付度することは道徳の正鵠を失はぬと信ずるのである。この意味に於て、人間は總て災患を幸と感ぜねばならぬ。災患によりてこそ德慧術智を得られるのである。青少年の時代から、すら／＼無災患に過こし得て、あたかも温床に於ける蔬菜のやうに、人生を通り越す人々には、恐らく德慧術智といふものはあり得ないのである。隨てかゝる人々に於ては、人間の長短正邪を見る鑑識力がなく、正しい付度心があり得ないので、人間に大切な道徳的價値を有し得ざるものとなるといふのである。

有斐閣・刊行

東京 神田 神保町
東 替 京 東 三 七
振 替 東 京 三 七

増訂 改訂 刑事政策汎論

法學博士

正木

亮著

定價 五・〇〇
送料 三・〇〇
A 5 上製
B 5 〇〇製
總頁 五〇〇

わが國古來の刑事思想、慣習、方法等を深く掘り下げ、これを基底として、大東亞戰爭を勝ちぬくための、而して共榮圈内に行はるべき大東亞独自の刑事政策を提唱さる。

〔目次〕 第一章刑事政策の概念 第二章刑事政策の世界性 第三章刑事立法と刑事政策の動向 第四章犯罪 第五章刑罰に關する諸論 第六章刑罰 第七章保安處分 第八章刑の適用 第九章行刑 第十章司法保護
人名索引 事項索引

新刊

増補 監獄法概論

正木

亮著

定價 一・四〇

B 6 上製
送料 一・五〇

既刊

行刑上の諸問題

正木

亮著

定價 二・〇〇

A 5 上製
送料 三・三〇

刊

新 監獄學

正木

亮著

定價 四・五〇

A 5 上製
送料 三・三〇